

第4次上富良野町地域福祉計画

－ みんなが元気になる共生のまち・かみふらの －

【パブリックコメントを実施しています】

～皆様のご意見をお寄せください～

■募集期間

令和5年12月25日(月)～

令和6年1月24日(水)

■提出方法

任意の様式に計画案へのご意見を掲載のうえ、下記へ持参、郵送、FAX、電子メール、町民ポストへ投函のいずれかにより提出してください。

なお、ご意見に必ず住所、氏名、電話番号をお書きください。

上富良野町保健福祉課福祉対策班

電話 45-6987 FAX 45-5788

fukushit@town.kamifurano.lg.jp

上富良野町

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の背景と目的	1
2. 計画策定の基本事項	1
3. 計画策定の位置付けと期間	5
第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題	7
1. 上富良野町の概要と人口・世帯の状況	7
2. 支援を必要とする人等の状況	10
3. 地域福祉等を担う団体等の状況	14
4. 町民・関係団体等の意識とニーズ	16
5. 上富良野町の地域福祉の取組みと課題	26
第3章 計画の目指す方向	34
1. 将来像	34
2. 基本目標	35
3. 計画の体系	36
第4章 計画の内容	37
基本目標1. 分野横断的な取組みの推進	37
(1)見守り・支え合い活動の促進	37
(2)生活困窮者対策の推進	38
(3)複合的な課題への対応	39
(4)就労・能力活用の支援	40
(5)住まいの支援	41
(6)権利擁護の推進・虐待の防止	42
(7)立ち直りに向けた支援	43
(8)移動手段の確保と人にやさしい生活環境の整備	45
(9)防災・防犯対策の推進	46
(10)包括的な相談支援・連携体制の整備	47
基本目標2. 支え合う意識の醸成と人づくり	49
(1)広報・啓発活動の推進	49
(2)福祉教育の推進	50

基本目標3. 地域福祉活動団体等の育成・支援.....	51
(1)ボランティア活動の促進.....	51
(2)地域福祉を担う団体等の育成・支援.....	52
基本目標4. 自殺予防の推進(上富良野町自殺対策計画).....	54
(1)地域におけるネットワークの強化.....	54
(2)自殺対策を支える人材の育成.....	55
(3)町民への啓発と周知.....	55
(4)生きることの促進要因への支援.....	56
(5)子ども支援の推進.....	58
第5章 上富良野町成年後見制度利用促進計画.....	60
1. 計画の策定にあたって.....	60
2. 計画推進の考え方.....	61
第6章 計画の推進.....	65
1. 庁内推進体制と多様な主体との連携・協働.....	65
2. 社会福祉協議会との連携による地域福祉の推進.....	65
3. 計画の周知徹底と進行管理の推進.....	65
用語解説.....	67

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景と目的

近年わが国では少子高齢化が急速に進んでおり、世帯構造の変化や価値観の多様化などにより、家族・地域のつながりや支え合いが弱くなっています。また令和2年(2020年)から世界的に蔓延した新型コロナウイルス感染症の影響(以下、「コロナ禍」という。)により、国民の生活は大きく制限され、その傾向に拍車がかかることとなりました。

こうした社会情勢の中、社会的孤立状態になる人が増加しており、人々が暮らしていくうえでの課題は、様々な分野の課題が絡み合っ「複雑化」し、個人や世帯において複数の分野にまたがる課題を抱えるなど「複合化」しています。また社会的孤立は、生活に困難を抱えながらも誰にも相談できない、あるいは、適切な支援に結びつかないことにもつながり、課題が深刻化していくケースが増えています。

こうした背景のもと、国においては、平成28年(2016年)7月に「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部」を設置しました。そこでは、制度・分野ごとの縦割りや「支え手」、「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として地域社会に参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、地域住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を目指して、施策が検討されています。

「第4次上富良野町地域福祉計画」(以下、「本計画」という。)は、こうした社会情勢や地域を取り巻く環境の変化を見据え、町民が住み慣れた地域で支え合っ暮らしていくための福祉施策を明らかにするために策定するものです。

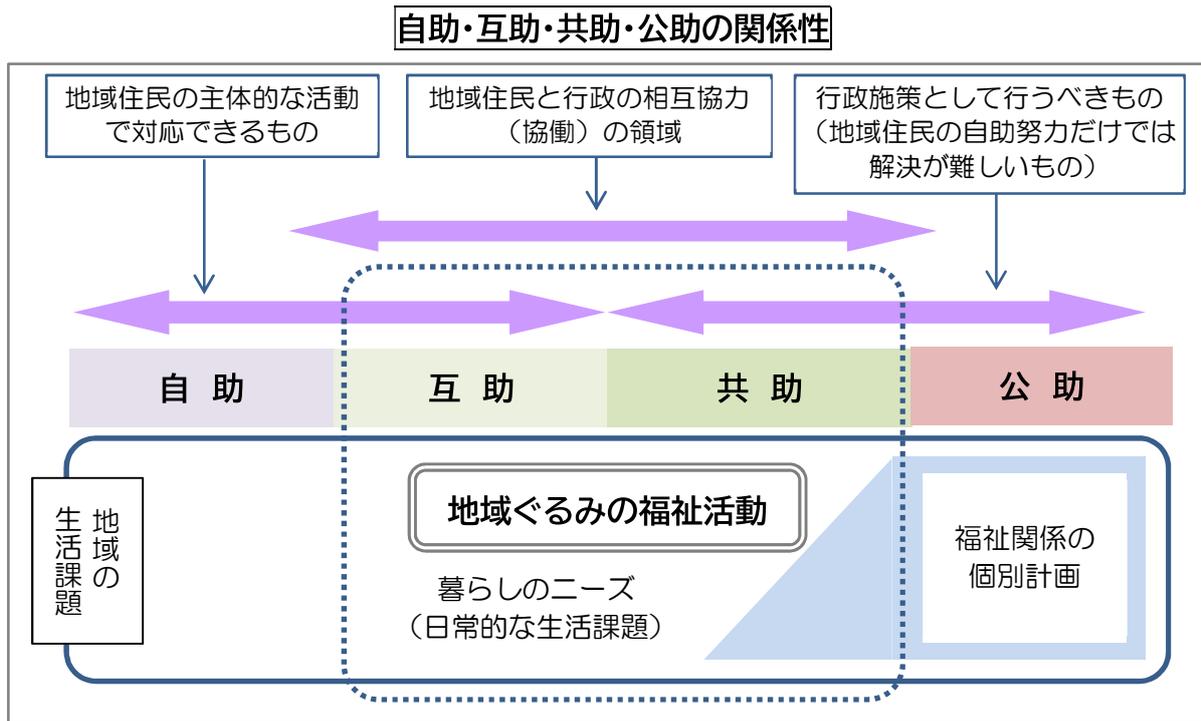
2. 計画策定の基本事項

(1)「地域福祉」とは

「福祉」というと、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉など対象者ごとにわかれ、必要なサービスがそれぞれの法律や制度によって個別に提供されるものととらえる人が多い傾向にあります。

しかし、地域の生活課題の中には、一つの法律や福祉制度では対応できない複合的な課題や、公的サービスの対象にはならないものの生活するうえで困っていることなど、既存のサービスの枠組みにあてはまらないことが数多く存在します。

「地域福祉」とは、自分自身の努力(自助)、近隣や地域、団体等による支え合い(互助・共助)、公的サービス(公助)を連携させ、地域の様々な生活課題を解決し、地域全体をよりよいものにしていくとする取組みです。



なお、社会福祉法第4条において、地域福祉を推進する主体と目的を次のように定めています。

■社会福祉法第4条(地域福祉の推進)

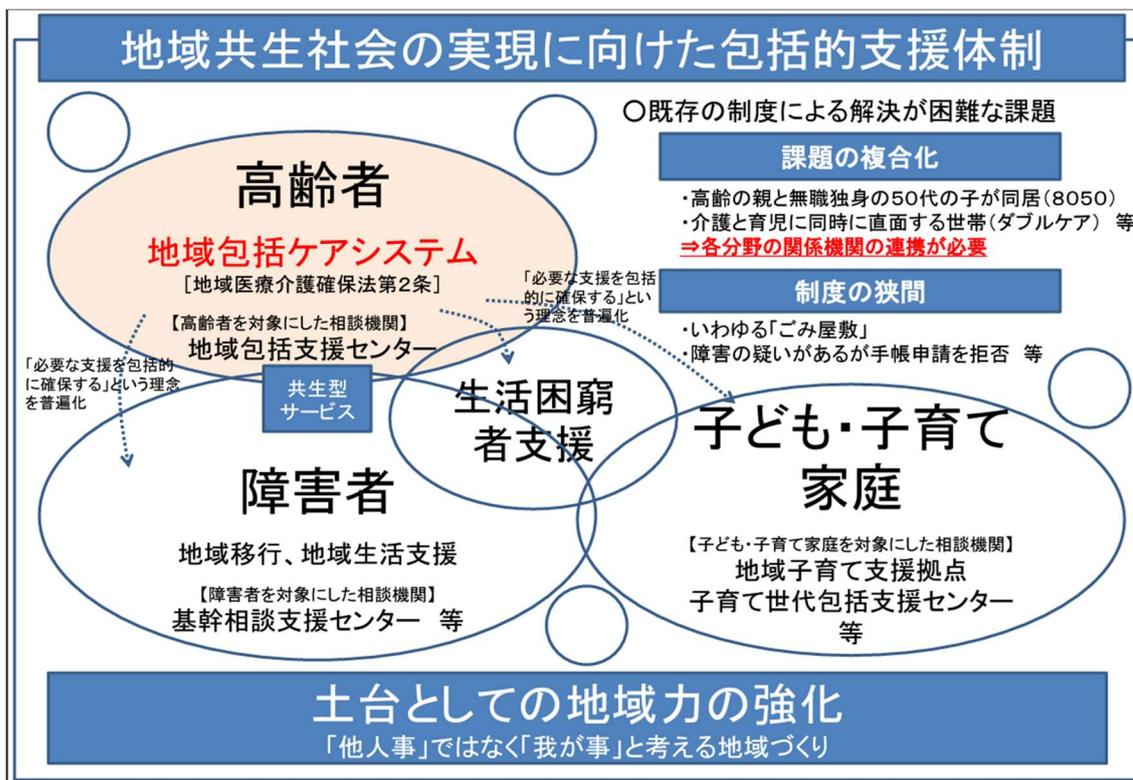
(地域福祉の推進)

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

(2)地域共生社会

社会的な課題の複雑化・複合化に対し、国は、地域包括ケアシステムの理念を高齢者以外の分野にも普遍化し、あらゆる社会的支援が必要な方に対して包括的・重層的な支援を行う「地域共生社会の実現」を提唱しました。

本町は、国の施策展開と整合を図りながら、これまでの取組みを深化・推進することで、誰ひとり取り残さない包摂的な社会を構築していくことが求められます。



資料：厚生労働省

(3)重層的支援体制整備事業

地域共生社会の実現に向けて、令和2年(2020年)に成立した改正社会福祉法(地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律による改正)において、重層的支援体制整備事業が法定化されました。

当該事業は、福祉に関する地域課題が複雑化・複合化し、子ども・高齢者・障がい者・生活困窮といった従来の福祉分野別の支援体制では対応が困難になっている現状に対するものです。属性を問わず広く地域住民を対象とした事業を創設することで、市町村において福祉分野を超えた柔軟な取組みが展開されることを狙いとしています。

本町は、従来より福祉関連部署の距離が近く、横断連携のとりやすい体制にありました。したがって、必要に応じて重層的支援体制整備事業の枠組みを活用しながら、本町に適した支援体制を充実していくことが求められます。

重層的支援体制整備事業を構成する事業

事業名	内容
包括的相談支援事業	属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める 支援機関のネットワークで対応する 複雑化・複合化した課題については適切に多機関協働事業につなぐ
参加支援事業	社会とのつながりをつくるための支援を行う 利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューをつくる 本人への定着支援と受け入れ先の支援を行う
地域づくり事業	世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備する 交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートする 地域のプラットフォームの形成や地域における活動の活性化を図る
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	支援が届いていない人に支援を届ける 会議や関係機関とのネットワークの中から潜在的な相談者を見つける 本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く
多機関協働事業	町全体で包括的な相談支援体制を構築する 重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たす 支援関係機関の役割分担を図る

重層的支援体制整備事業推進のための法定協議体

会議名	内容
重層的支援会議	多機関協働事業において、関係機関の連携やプランの適切さ、支援の終結、資源の把握や創出等について検討するための会議。
支援会議	社会福祉法第106条の6に規定された市町村が実施する会議。 守秘義務を設けることで、潜在的な相談者に支援を届けられるよう、本人の同意がない場合にも情報共有に基づく支援の検討等が可能。

3. 計画策定の位置付けと期間

(1) 計画の位置づけ

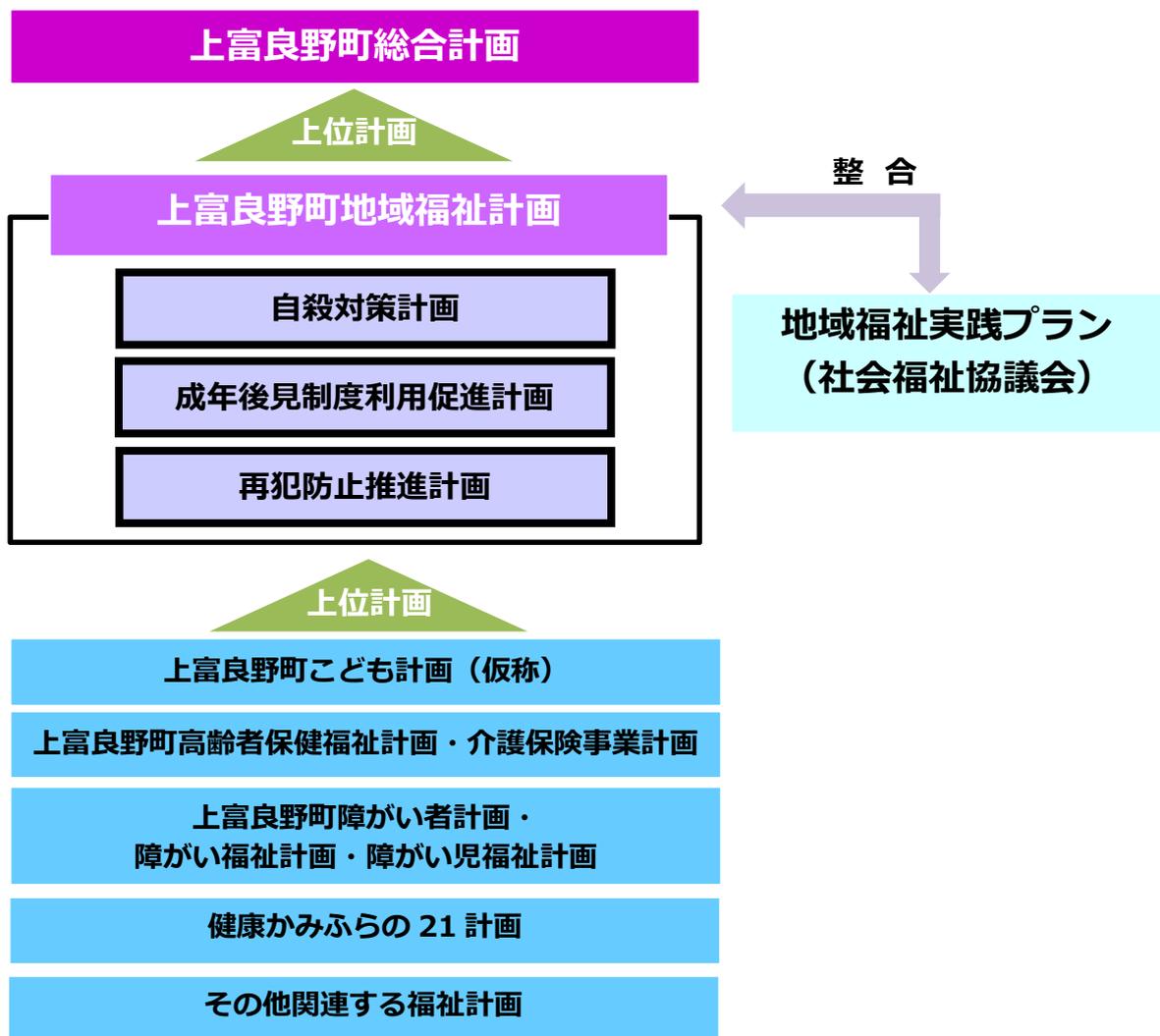
「地域福祉計画」は、社会福祉法第107条の市町村地域福祉計画として策定するとともに、福祉分野の上位計画として、本町の福祉施策の基本となる理念や施策を示すものです。本計画は、本町の最上位計画である「第6次上富良野町総合計画(かみふ未来ビジョン)」の個別計画としての性格を持っており、将来像である『暮らし輝き 交流あふれる 四季彩のまち・かみふらの』を、地域福祉の面から実現していく役割を担っています。

また、地域福祉計画が理念や方向性・町の施策を示す計画であるのに対し、それを実践的に推進していくため、上富良野町社会福祉協議会(以下、「社協」という。)による町民・地域・関係団体・行政機関などが協力する具体的な取組みを示す「地域福祉実践プラン」があります。両計画は密接に連携することが重要であり、理念と取組みの整合をとりながら策定をします。

加えて、本町の福祉分野の最上位計画として、「こども計画(仮称)」、「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画」、「健康かみふらの21計画」などの個別計画と視点を共有しながら、地域における福祉の増進を図るために共通して取り組むべき施策を示すとともに、さらに必要な施策を加えたものとし、町民の参画と協働を促しながら、町民生活の向上を図ることを目的としています。

また、本計画は、自殺対策基本法の改正(平成28年4月施行)により義務化された「市町村自殺対策計画」のほか、成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年5月施行)に基づく「市町村成年後見制度利用促進基本計画」、再犯の防止等の推進に関する法律(平成28年12月施行)に基づく「地方再犯防止推進計画」を含むものとします。

計画の位置づけのイメージ



(2) 計画期間

本計画の期間は、令和6年度(2024年度)から令和10年度(2028年度)までの5年間とし、社会情勢や国・道等の動向を踏まえて、必要に応じて見直しを行うものとします。

	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030	R13 2031	R14 2032	R15 2033
町	第4次上富良野町地域福祉計画 (令和6～令和10年度)					第5次上富良野町地域福祉計画 (令和11～令和15年度)				
社協	地域福祉実践プラン (令和6～令和10年度)					地域福祉実践プラン (令和11～令和15年度)				

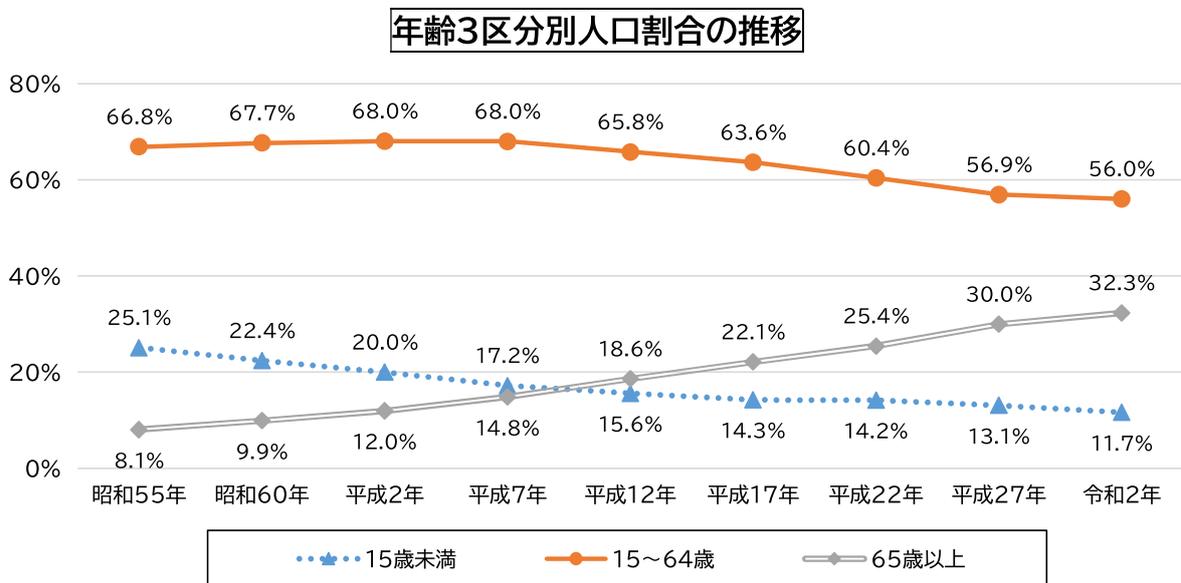
(2)総人口と年齢3区分別人口

住民基本台帳にみる総人口は一貫して減少傾向にあり、令和5年(2023年)時点には1万人を下回る9,990人となっています。



資料：住民基本台帳（各年4月1日）

国勢調の年齢3区分別の割合を長期的にみると、年少人口(15歳未満人口)と生産年齢人口(15～64歳人口)が近年は減少傾向、高齢者人口(65歳以上人口)が増加傾向にあり、少子高齢化が進行しています。

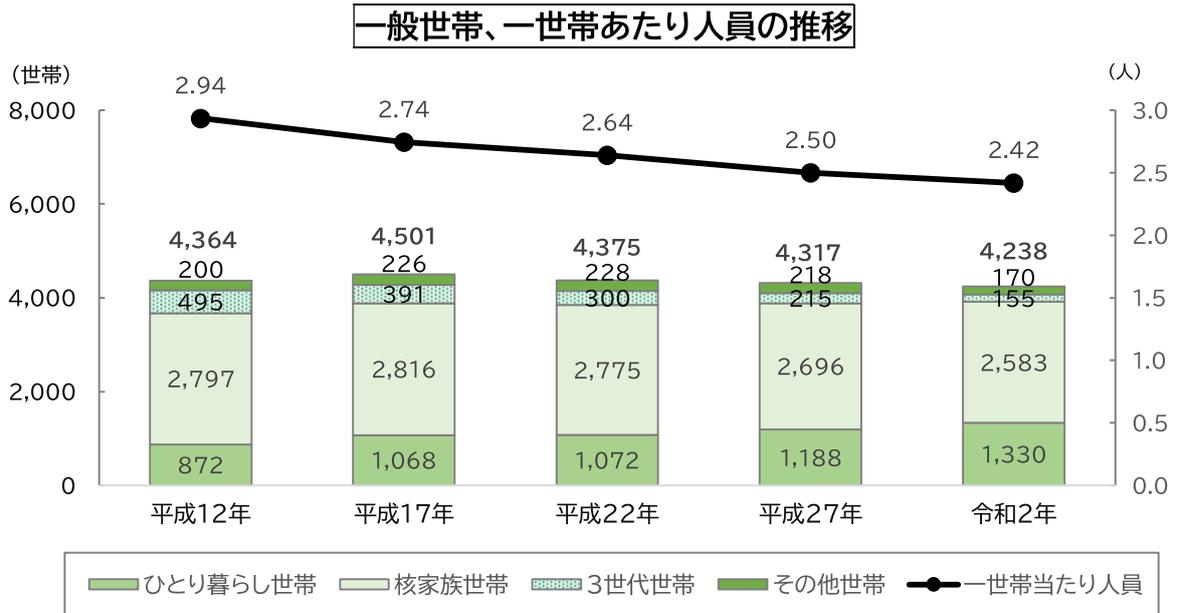


資料：国勢調査

(3)世帯数と1世帯あたり人員

総世帯数は、平成17年(2005年)以降減少傾向にあります。ひとり暮らし世帯は増加傾向にありますが、核家族世帯や3世代世帯、その他世帯は減少傾向にあります。一世帯あたりの平均人員も減少しています。

地域のつながりが希薄化する中、ひとり暮らし世帯が増加することで、それぞれの世帯の抱える課題が自助で解決されないまま潜在するリスクが高まっていると考えられます。

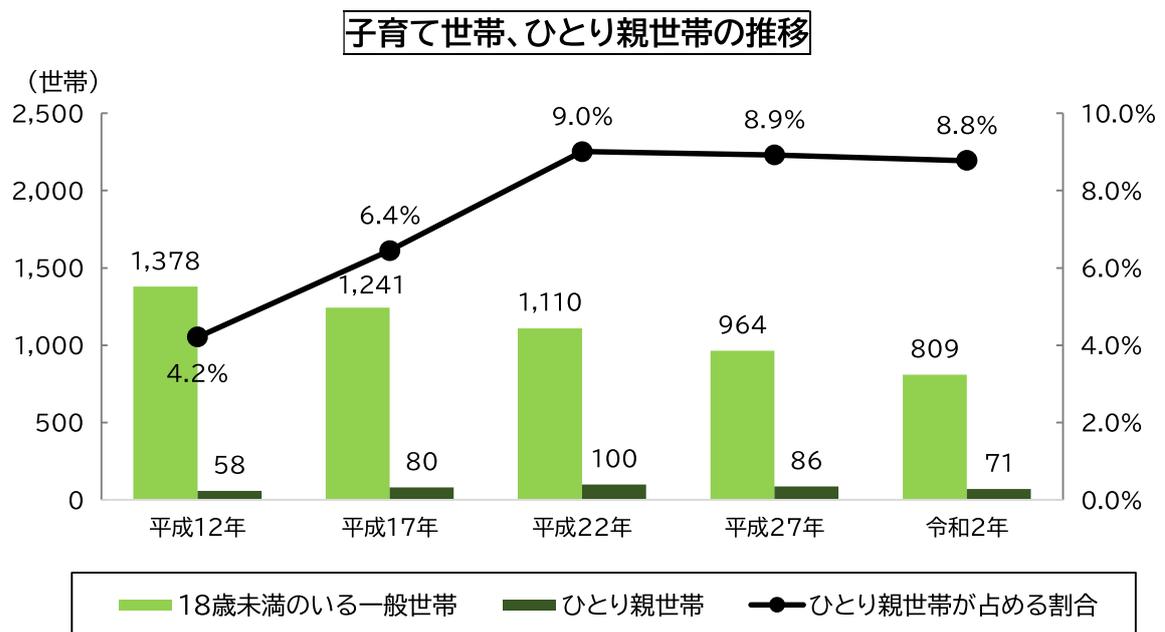


2. 支援を必要とする人等の状況

(1) 子ども

18歳未満のいる世帯は減少傾向にあります。そのうちひとり親世帯は、平成22年(2010年)まで増加傾向にありましたが、それ以降は減少しており、令和2年(2020年)には71世帯となっています。

ひとり親世帯の多くは母子世帯が占めており、父子世帯については平成17年(2005年)以降、10世帯ほどで推移しています。



ひとり親世帯の内訳	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
ひとり親世帯	58	80	100	86	71
母子世帯	55	70	90	74	61
父子世帯	3	10	10	12	10

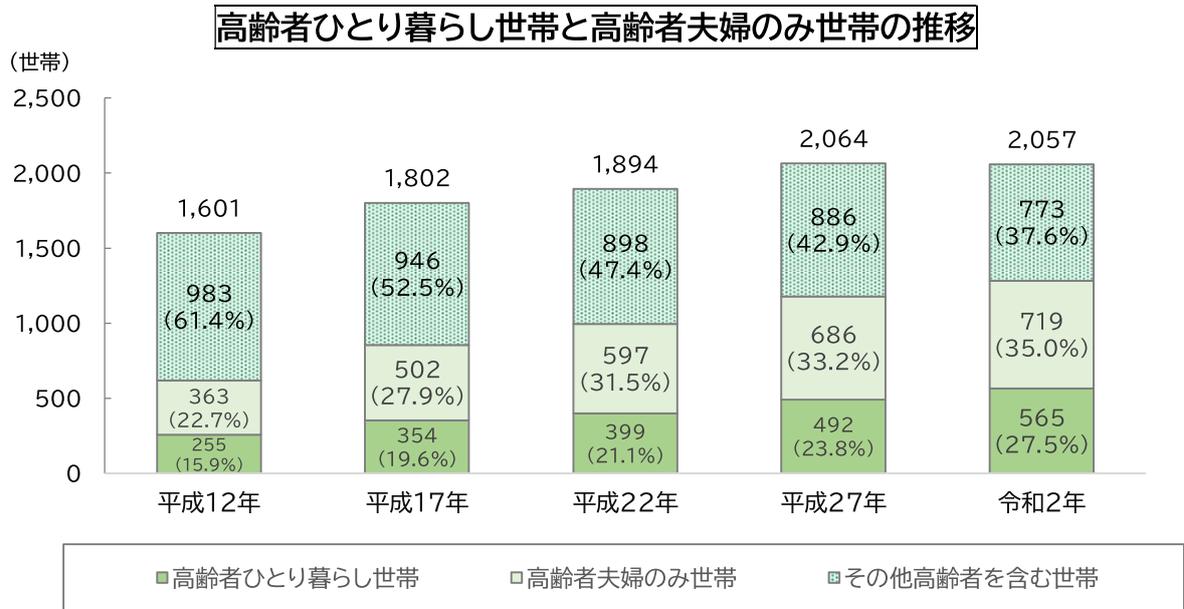
※母子・父子以外の方が同居する世帯はすべて除外。

資料：国勢調査

(2)高齢者

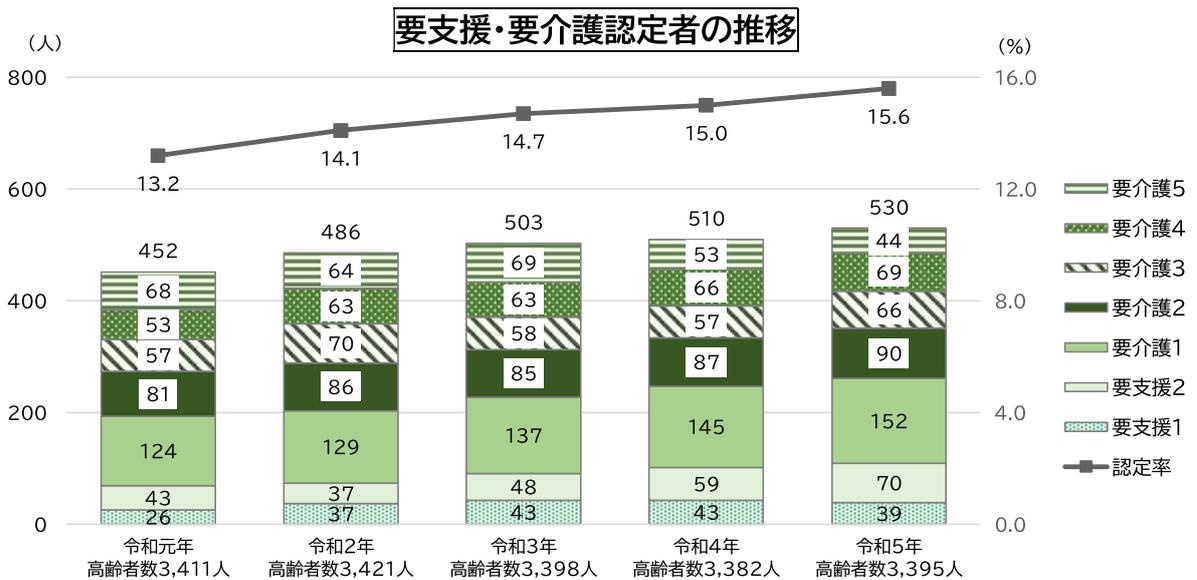
①高齢者世帯

高齢者を含む世帯の総数は、平成27年(2015年)まで増加傾向にありましたが、令和2年(2020年)には微減しています。高齢者ひとり暮らし世帯と高齢者夫婦のみ世帯は増加傾向にあります。



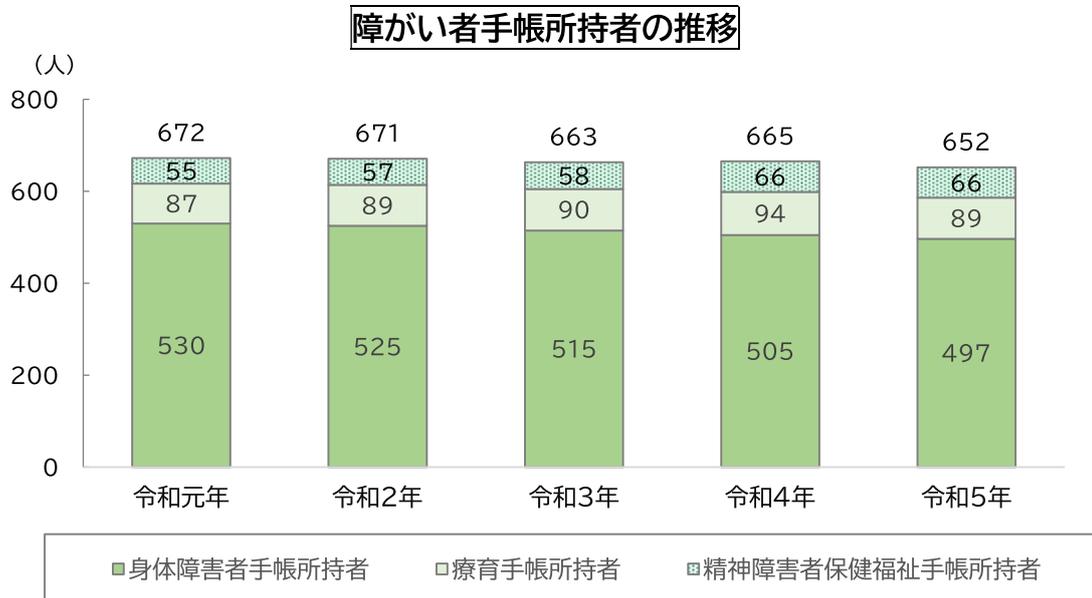
②要介護(支援)認定者

介護保険の要支援・要介護認定者、認定率は、増加傾向にあります。認定区分ごとにみると、特に要介護1が増加しています。



(3)障がい者

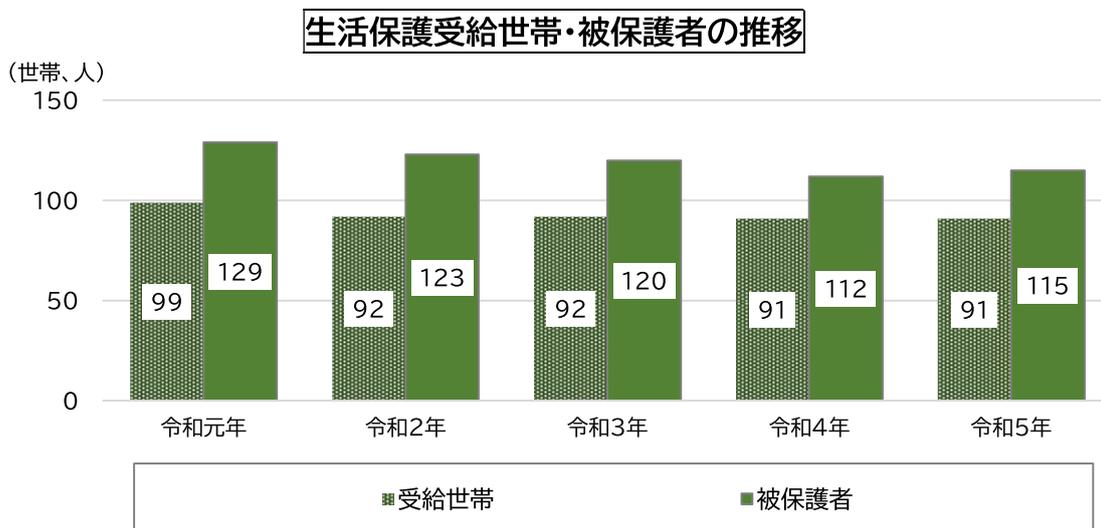
障がい者手帳の所持者は、減少傾向にあります。特に、身体障害者手帳所持者が減少している一方、精神障がい者保健福祉手帳所持者は増加傾向にあります。



資料：保健福祉課（各年4月1日）

(4)生活保護世帯

生活保護の受給世帯、被保護者数とも減少傾向にあります。



資料：保健福祉課（各年4月1日）

(5)自殺者

本町の自殺者数は、令和元年(2019年)に0人でしたが、それ以外は毎年1~4人となっています。

全国・北海道の自殺者数・自殺死亡率は大きく増加することなく推移しており、さらに抑制することが求められます。本町としても、今後も自殺者が出ないように、悩みを持った人に地域や行政が寄り添える体制づくりが求められます。

■自殺者数の推移

(単位:人)

		平成 30 年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
自殺者数		4	0	2	1	1
自殺死亡率		36.47	0	18.76	9.52	9.67
20 歳未満		(男性)1	0	0	0	0
20-29 歳		0	0	0	0	(男性)1
30-39 歳		0	0	0	0	0
40-49 歳		0	0	0	0	0
50-59 歳		(男性)1	0	(女性)1	0	0
60-69 歳		0	0	0	0	0
70-79 歳		(男性)1	0	0	0	0
80 歳以上		(女性)1	0	(女性)1	(女性)1	0
全 国	自殺者数	20,840	20,169	21,081	21,007	21,881
	自殺死亡率	16.32	15.83	16.58	16.59	17.38
北海道	自殺者数	976	957	933	961	970
	自殺死亡率	18.28	18.04	17.71	18.38	18.71

注1)「自殺者数」は、発見日・住居地基準。

注2)「自殺死亡率」とは、自殺者数を当該地方公共団体の人口で除し、これを10万人当たりの数値に換算したもの。

資料：厚生労働省自殺対策推進室

3. 地域福祉等を担う団体等の状況

(1) 社会福祉協議会

社会福祉協議会は、社会福祉法に基づいて設置された社会福祉法人で、地域の社会福祉活動を推進することを目的とした、非営利の民間組織です。

上富良野町社会福祉協議会は、町民の協力や住民会・町内会等、民生委員・児童委員、社会福祉関係者など関係機関・団体との連携のもと、「安心・安全・福祉のまちづくり」の実現を目指して各種福祉サービスの提供や相談活動の推進、ボランティア活動の支援など、様々な場面で地域の福祉増進に取り組んでいます。

(2) 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、厚生労働大臣から委嘱され、ひとり暮らしや寝たきりの高齢者、障がいのある人、ひとり親家庭の人などから生活上の問題や家庭関係の悩みなどの相談を受けたとき、指導や助言、福祉制度の紹介などを行う地域福祉の担い手です。

本町では、令和5年(2023年)4月1日現在、各地区を担当する32人の民生委員・児童委員と、2人の主任児童委員が活動しています。

(3) 保護司

保護司は、法務大臣から委嘱され、犯罪や非行をした人たちの立ち直りを支える活動を行うボランティアです。犯罪や非行をした人たちは孤独や孤立から再犯に至ってしまうことも多く、国、北海道、町、民間団体等が連携し再犯防止のための支援活動を行っています。

本町では令和5年(2023年)6月1日現在、町内を担当する10人の保護司が活動しています。

(4) 住民会・町内会等

本町には25の住民会と、それを構成する町内会等で、地域の自治が行われています。それぞれの組織ごとに規約を定め、役員を置き、災害時避難行動要支援者名簿の作成やふれあいサロン等、さまざまな地域活動を行なっています。

■自治会加入世帯等の状況

(単位:世帯)

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
自治会加入世帯	3,911	3,875	3,800	3,777	3,746
加入率	83.5	82.2	80.7	81.1	80.7

資料：町民生活課（各年4月1日）

(5)福祉推進員・福祉係

福祉推進員・福祉係は、地区内の福祉の問題・要望を把握し、住民会・町内会等、民生委員・児童委員などと連携しながら、助け合い活動を展開し、町民とともに「安心・安全・福祉のまちづくり」を広げていく推進役です。

本町では、令和5年(2023年)4月1日現在、住民会の単位で25人の福祉推進員が活動しているほか、町内会等の単位で76人の福祉係が活動しています。

■福祉推進員等の状況

(単位:人)

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
福祉推進員	25	25	25	25	25
福祉係	78	79	76	77	76

資料：社会福祉協議会（各年4月1日）

(6)ボランティア団体・NPO法人

自主的に社会的貢献活動に参加している様々なボランティア団体により、地域での支え合いとまちづくりへの幅広い活動が行われています。(令和5年4月1日現在のボランティア団体数:25団体)

また、社会的な問題に営利を目的とせずに取り組むNPO法人については、本町には3法人あり、そのうち1法人は高齢者福祉、1法人は障がい者福祉を主な支援目的として活動しています。

■ボランティア団体等の状況

(単位:団体)

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
ボランティア団体	7	7	7	7	7
登録団体加入者数	446	425	406	402	390
NPO法人	3	3	3	3	3

資料：社会福祉協議会（各年4月1日）

4. 町民・関係団体等の意識とニーズ

本町では、本計画策定への町民・関係団体等の意識やニーズの反映を重視し、町民アンケート調査と関係団体等意向調査を行いました。

(1) 町民アンケート調査にみる町民の意識とニーズ

町民アンケート調査は、以下のとおり実施しました。

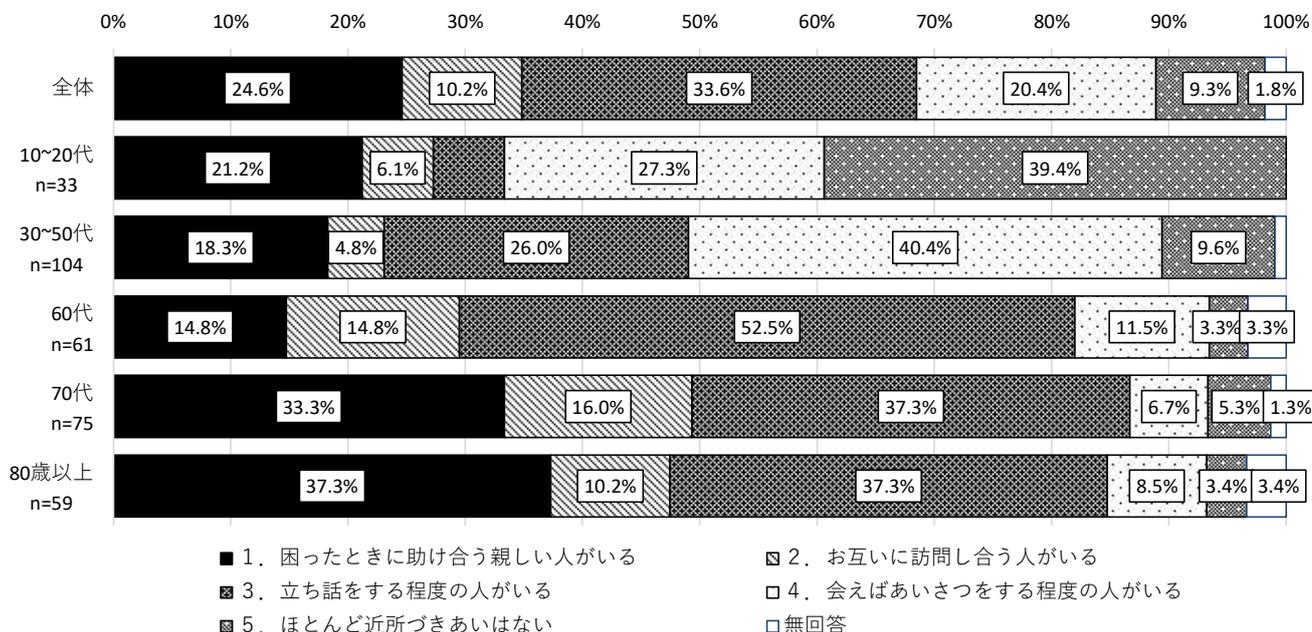
調査時期	令和5年7月1日～7月20日
対象者	町内にお住まいの18歳以上の方(無作為抽出)
手法	無作為抽出による郵送調査(インターネットからの回答も可能とした)
発送数	1,000票
回収数	333票(うちインターネットからの回答53票)
回収率	33.3%

主な調査結果は、以下のとおりです。

① 近所との関係

困ったときに助け合う親しいご近所の方は、10～60代にかけて減少傾向。60代が交友関係の転換期となっている。

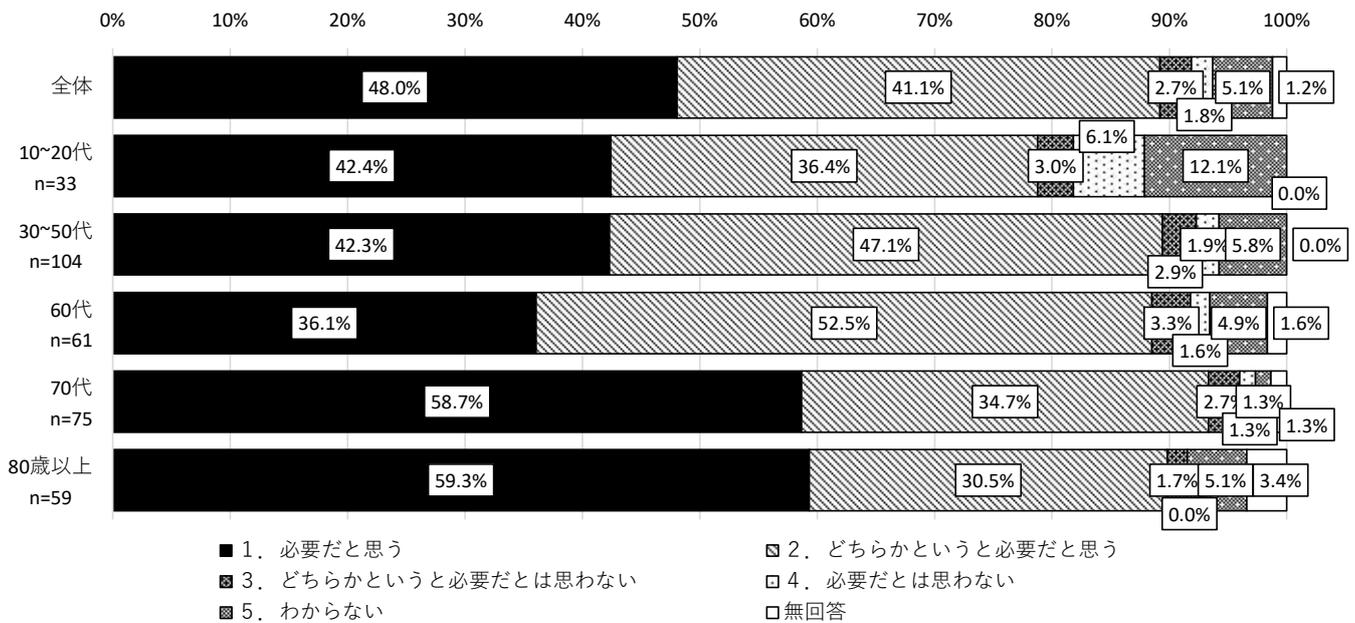
「困ったときに助け合う親しい人がいる」の割合は、10～20代から60代にかけて減少しており、60代が「困ったときに助け合う親しい人がいる」の割合が最も低くなっています。定年退職などにより、交友関係に変化のあることが要因と考えられます。



②町民が自主的に支え合い助け合う関係が必要か

必要性を認識している人が 89.1%。

必要性を認識している割合(「必要だと思う」と「どちらかという必要だと思う」)は 89.1% となっています。年齢層別にみると、10～20 代を除き、必要性を認識している割合は 80% を超えています。



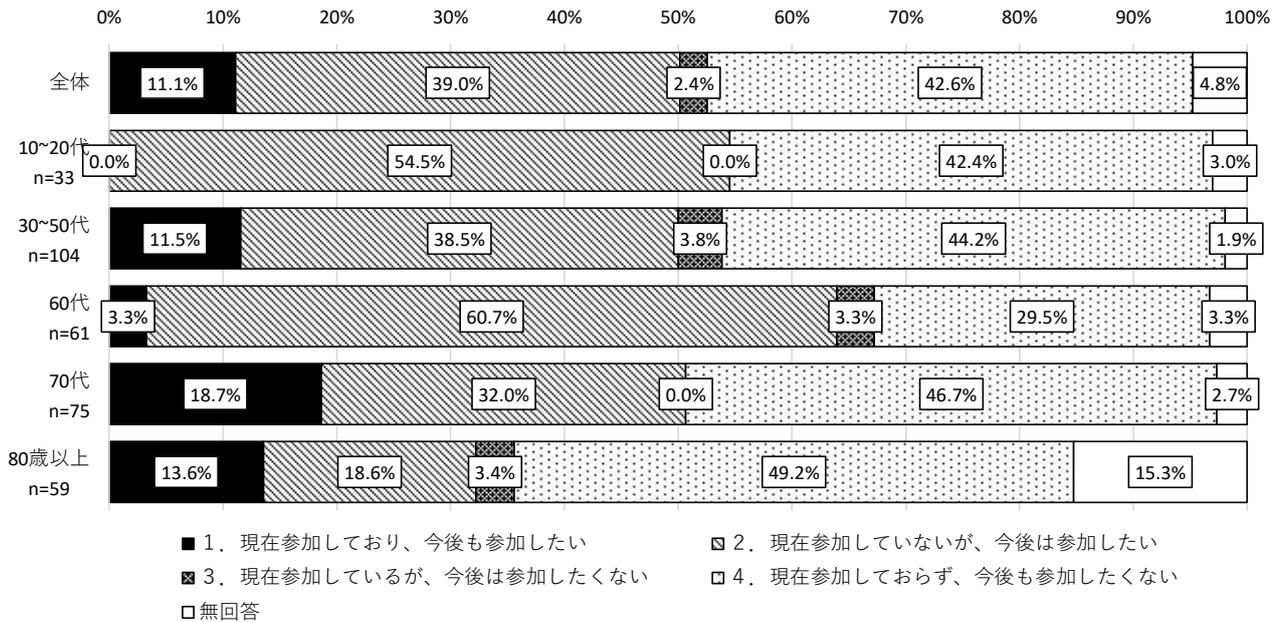
③福祉ボランティア活動などへの参加状況・参加意向

現在参加している人(参加率)が 13.5%、今後参加したい人(参加意向)が 50.1%。60 代の参加意向が特に高い。

参加率(「現在参加しており、今後も参加したい」と「現在参加しているが、今後は参加したくない」の合計)は 13.5%、参加意向(「現在参加しており、今後も参加したい」と「現在参加していないが、今後は参加したい」の合計)は 50.1%となっています。

年齢層別にみると、10～20 代、60 代の参加率が低くなっていますが、いずれも参加意向は 50%を超えています。特に 60 代の参加意向が高く、64.0%となっています。

第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

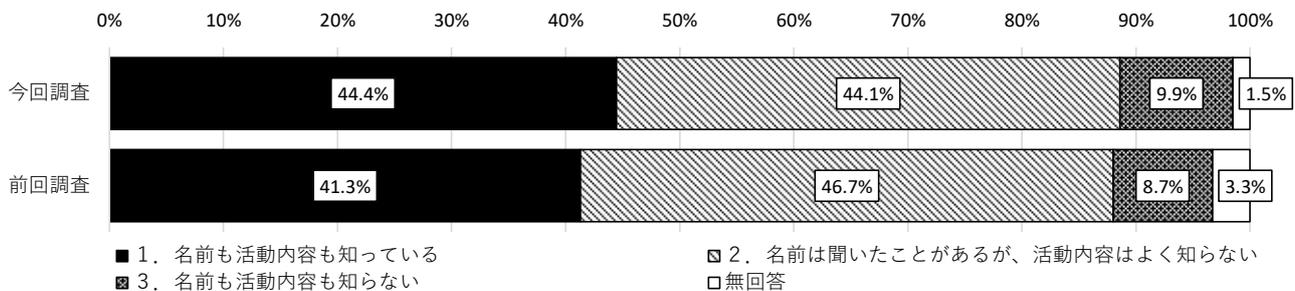


④地域福祉に関わる団体の認知度

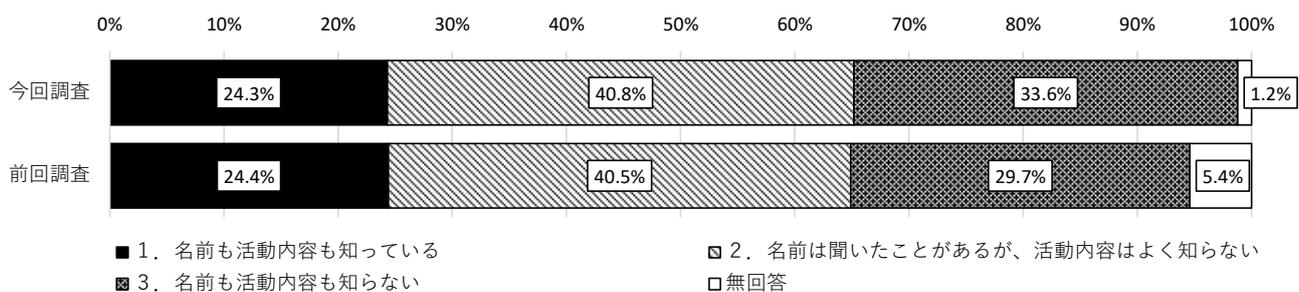
全体的に認知度に大きな変化はなし。

民生委員・児童委員をはじめとした、地域福祉に関わる団体の認知度は、前回調査と比較して大きな変化はありませんでした。

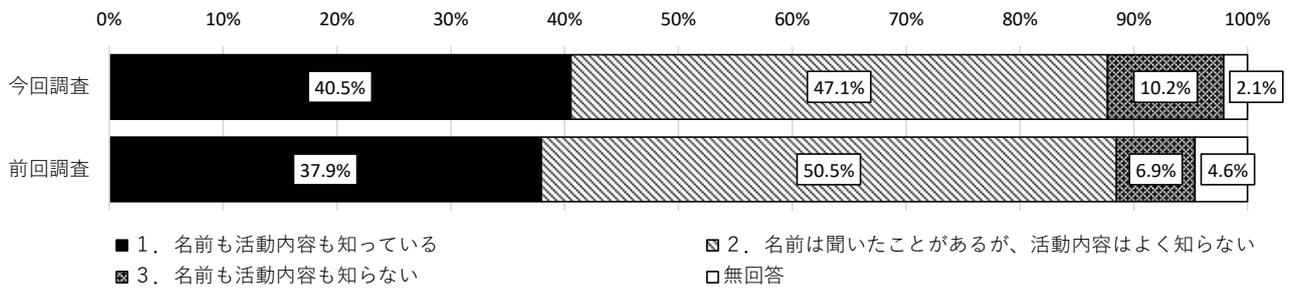
■民生委員・児童委員



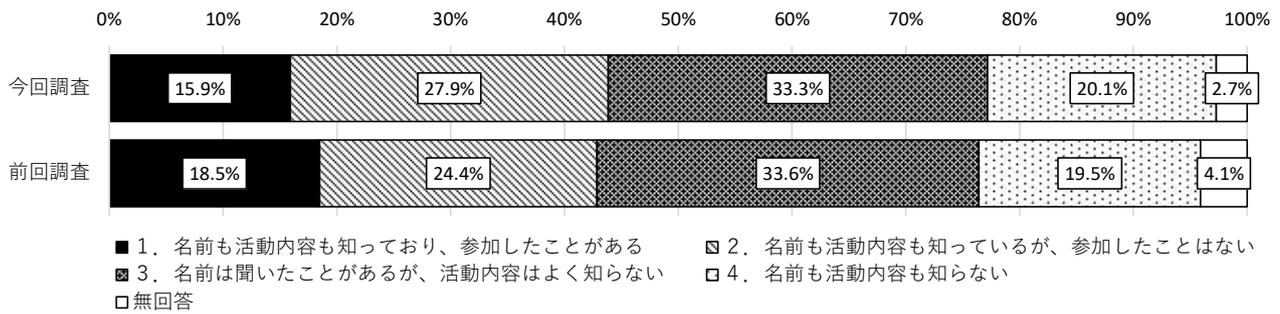
■福祉推進員・福祉係



社会福祉協議会



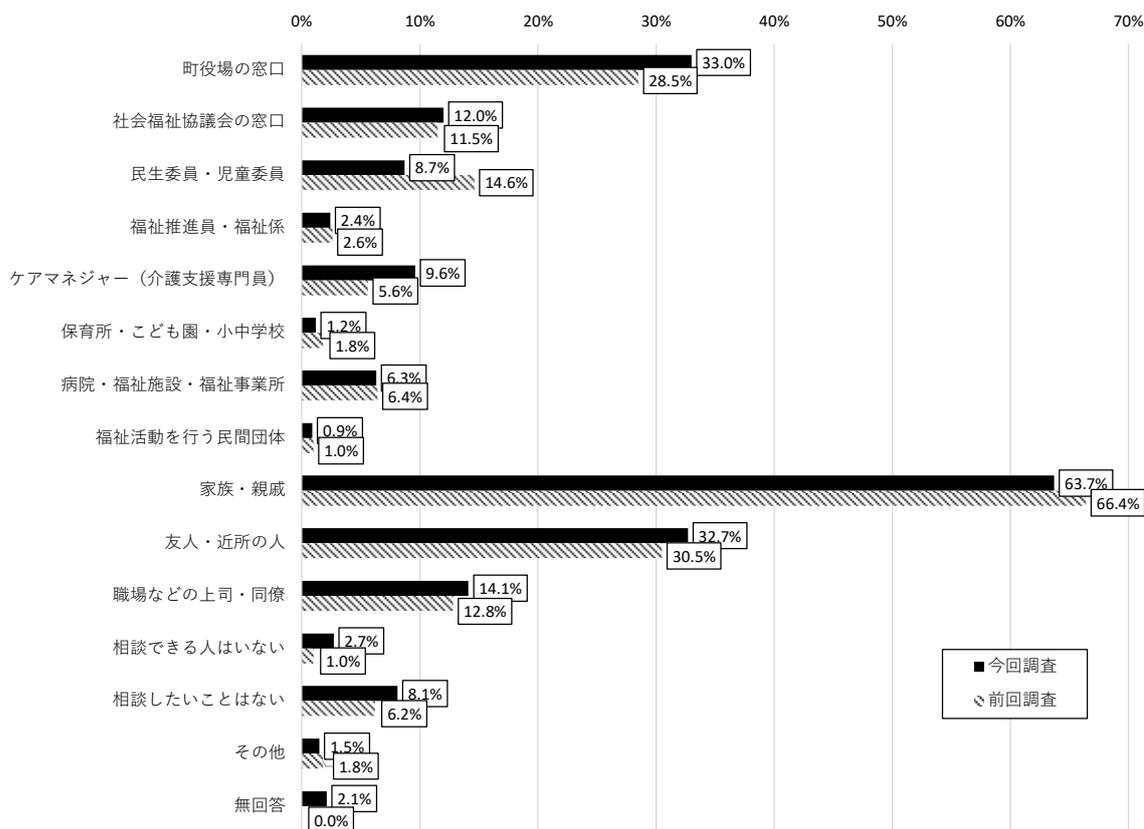
ふれあいサロン



⑤暮らしの問題で困ったときの相談先

「家族・親戚」が最も多い。前回調査と比較すると「民生委員・児童委員」が減少。「相談できる人はいない」が2.7%。

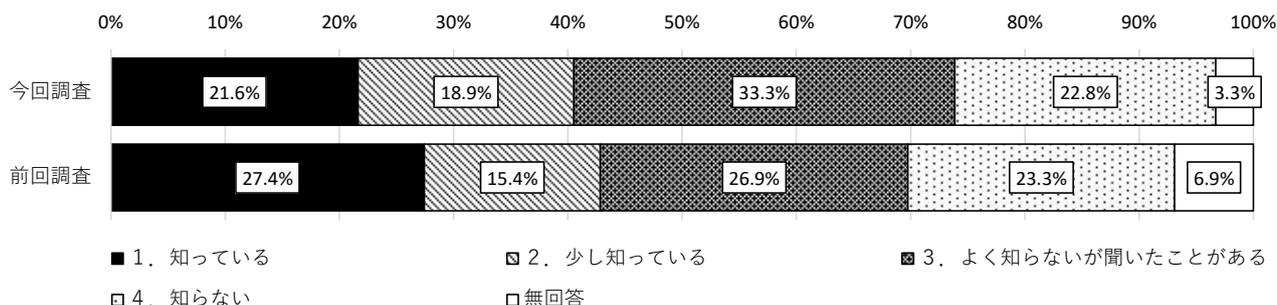
「家族・親戚」(63.7%)が最も多く、次いで「町役場の窓口」(33.0%)、「友人・近所の人」(32.7%)と続きます。前回調査と比較すると「民生委員・児童委員」(8.7%)が低下しています。「相談できる人はいない」(2.7%)は大きく変化はしていませんが、微増しています。



⑥成年後見制度の認知度

成年後見制度を聞いたことがある人は増加しているが、制度自体の認知度は減少。

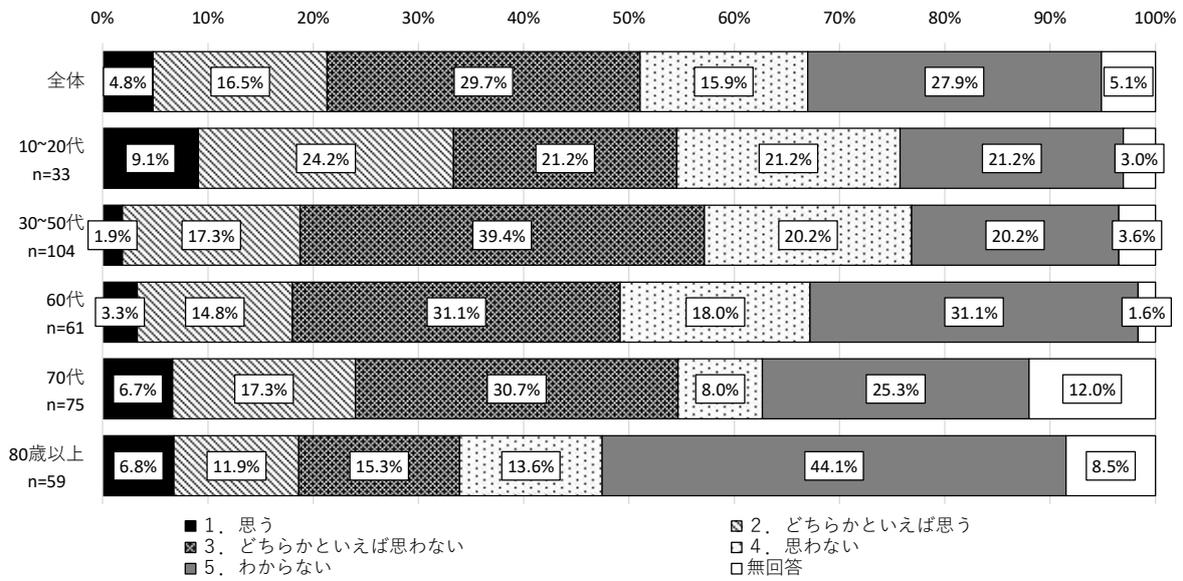
成年後見制度の認知度(「知っている」と「少し知っている」の合計)は、前回調査と比較して減少しています。「よく知らないが聞いたことがある」は増加しています。



⑦立ち直り支援

犯罪をした人の立ち直りに協力意向のある人は21.3%。10～20代の協力意向が高くなっている。

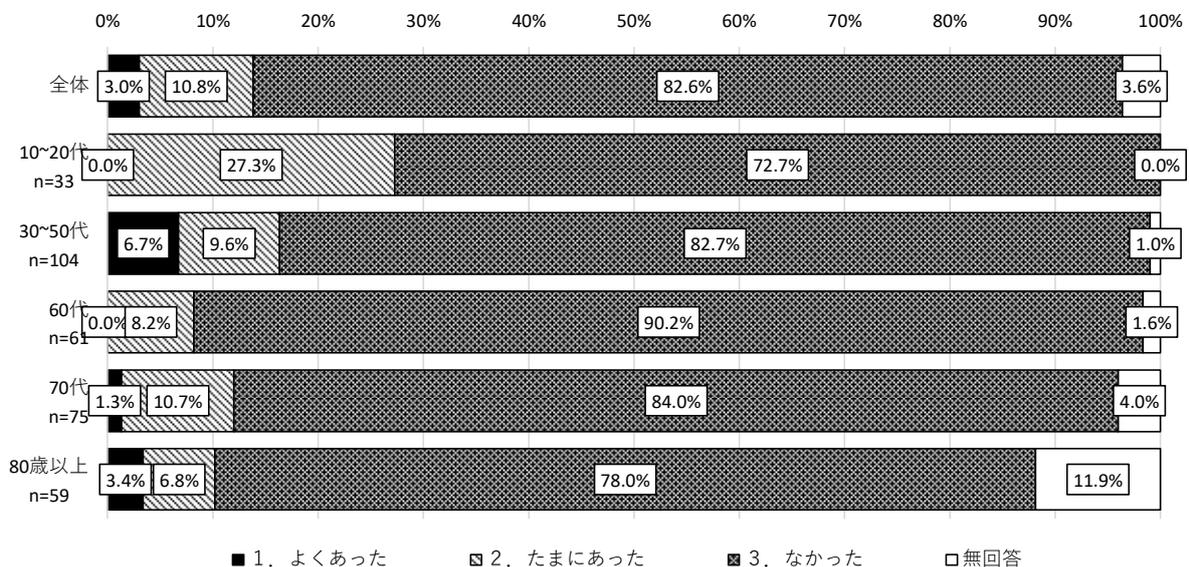
犯罪をした人の立ち直りに協力したいと思う割合(「思う」と「どちらかといえば思う」の合計)は21.3%となっています。年齢層別にみると、犯罪をした人の立ち直りに協力したいと思う割合は、10～20代が最も高くなっています。



⑧悩みやストレスを感じたこと

最近「死にたい」と思うほどの悩みやストレスを感じたことのある人は、13.8%。若年層に特にその傾向がみられる。

「死にたい」と思ったことのある割合(「よくあった」と「たまにあった」の合計)は13.8%となっています。年齢層別にみると、30～50代において「よくあった」が最も高く、10～20代において「たまにあった」が最も高くなっています。



⑨様々な福祉課題

地域に、生活困窮者がいると回答した人が 8.4%、ひきこもり状態の人がいると回答した人が 9.6%、ヤングケアラーがいると回答した人が 2.1%となっています。

下記は「いる」と回答した人の割合で、実際に課題を抱える人の人数ではありませんが、地域に様々な福祉課題を抱える人がいることがわかります。

■生活困窮者

	回答 件数	割合 (%)
いる	28	8.4
いない	91	27.3
わからない	197	59.2
無回答	17	5.1
合計	333	100.0

■ひきこもり

	回答 件数	割合 (%)
いる	32	9.6
いない	108	32.4
わからない	174	52.3
無回答	19	5.7
合計	333	100.0

■ヤングケアラー

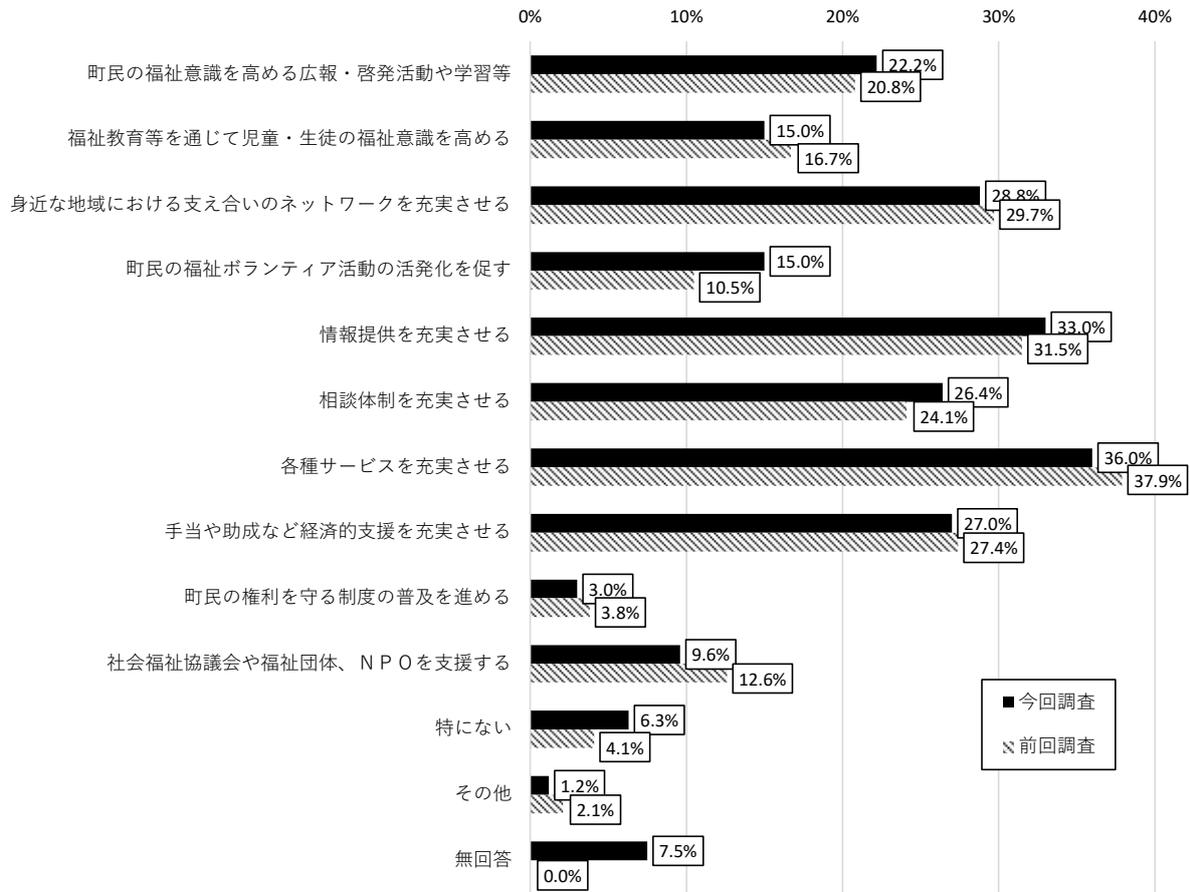
	回答 件数	割合 (%)
いる	7	2.1
いない	108	32.4
わからない	201	60.4
無回答	17	5.1
合計	333	100.0

⑩町としてどのような福祉の取組みが重要か

「各種サービス(福祉・介護・子育て支援サービス等)を充実させる」が最も多い。前回調査と比較すると「町民の福祉ボランティア活動の活発化を促す」が増加。

「各種サービス(福祉・介護・子育て支援サービス等)を充実させる」(36.0%)が最も多く、次いで「情報提供を充実させる」(33.0%)、「身近な地域における支え合いのネットワークを充実させる」(28.8%)と続きます。

前回調査と比較すると「町民の福祉ボランティア活動の活発化を促す」(15.0%)が増加しています。



(2)関係団体等意向調査にみる関係団体等の意見・提言

関係団体等意向調査は、町の地域福祉・自殺対策にかかわりのある団体・事業所等を対象に記述式の調査シートの配布・回収(郵送)により実施したものです。調査結果の中から、主要な意見・提言等を抜粋・要約すると、次のとおりです。

【地域福祉関連】

	主要な意見(抜粋・要約)
今後の活動予定	多くの団体は現状維持と回答していますが、活動の拡充を検討している団体が1団体ありました。一方、経営上の問題から縮小・休止を検討している団体が1団体、構成員の減少・高齢化により活動の継続が難しいと回答した団体が1団体ありました。
活動継続のために必要な支援	<ul style="list-style-type: none"> ○新規の会員の推薦。 ○新規利用の促進。 ○公益性の高い活動への財政支援。事業支出への補填。 ○高齢者や障がい者(児)への町民の理解促進。 ○福祉人材の育成・確保。 ○人口減少対策。 ○情報交換や連絡網の整備。
地域福祉をよりよくするための施策	<ul style="list-style-type: none"> ○不登校やひきこもりの人が楽に生活できるための環境・居場所づくり。 ○福祉サービスの周知活動。町外への発信。 ○富良野圏域での情報共有・協力体制の強化。 ○人材不足や建築物老朽化への支援。 ○福祉教育の充実。 ○住民会を活性化し、地域支え合い活動を促進。 ○移動支援。高齢者が外出しやすい環境づくり。 ○町内の人が気軽に立ち寄れる場所の整備。 ○少子化対策。都会へ流出しないよう、近隣自治体と連携した子育て支援。子育て世代への経済的支援。 ○結婚相談所及び就職雇用支援の設置。

【自殺対策関連】

	主要な意見(抜粋・要約)
<p>地域や町民同士ができる自殺予防</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○町民のつながりや声かけ。 <ul style="list-style-type: none"> →あいさつや世間話などコミュニケーションをとること。 →お付き合いがなくても郵便受けのたまり等を意識する。 →過度に干渉しすぎない。落ち込んでいる人への安易な励ましをしない。 ○町内会の活動促進。 ○地域に高齢者が気軽に遊べる場所の提供。 ○学校のいじめ防止。職場のパワハラ防止。 ○うつ病や精神疾患は誰もがなりうる病気である認識を高めておく。その知識を誰もが学べる環境の整備。 ○町民交流イベントの推進。 ○自殺予防は無理。家族がいればなんとかなるかと思いますが、早く自分で気づき病院へ行くべき。 ○地域や町民同士では自殺予防は困難。第三者(精神科医・心理士)等の支援が必要。
<p>行政や社会福祉協議会ができる自殺予防</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○人のふれあう機会を作る。サークル活動への積極的な支援。 ○ふれあいサロンの参加を働きかけるボランティアの養成。 ○コミュニケーションを取れる場・機会の設定・環境づくり。 ○見守り・訪問活動の推進。 ○子どもたちにもっと自己肯定感、成功体験を感じさせる取組み。 ○専門員の窓口を設け、いつでも話せるシステム。 ○いつでも相談できる窓口をSNSで作成。 ○生活困窮者の把握。 ○働きやすい職探しのお手伝い。フードロスの食品をお届けする。 ○小さな気配り、経済的支援あとは自己責任。

5. 上富良野町の地域福祉の取組みと課題

現計画の取組み状況や基礎調査結果より、新たな地域福祉計画策定に当たって考慮すべきポイントを以下に記載します。

(1) 地域における福祉課題

① 地域のつながり・見守り

<p>アンケート調査</p>	<p>ご近所づきあいについては、前回調査から大きな変化はありませんでしたが、年齢層ごとの傾向の違いがみられました。特に、困ったときに助け合うほどの関係性が、60代が最も低くなっています。</p> <p>60代は健康状態については比較的良好な方が多いと考えられますが、リタイア直後で人間関係・交友関係が疎遠になっていて、課題が起こったときに助けを求めることが難しい方がいることも考えられます。</p>
<p>取組み</p>	<p>民生委員・児童委員や住民会・町内会等、福祉推進員による見守り活動を推進するとともに、町内事業所と見守り協定を結び、町内の見守り体制の充実を図っています。また「ほっとカフェ」「昼食会」等の、地域福祉事業に参加していない方を対象とした、訪問活動による声かけ・見守りに取り組んでいます。</p>
<p>課題</p>	<p>今後の地域の見守りを考えるに当たり、年齢層ごとの特性を考慮し、高齢者になってもできるだけ地域等とのつながりを持てるよう、取り組む必要があります。</p> <p>また、本町の後期高齢者の人口ピークは令和12年(2030年)頃と予想されており(社人研推計)、それに伴い認知症高齢者も増加していくと考えられます。専門的な支援とそこへつなぐ地域の見守り体制を充実していく必要があります。加えて、認知症サポーターの活用やチームオレンジの設立、認知症カフェの拡大等の取組みを行う必要があります。</p>

②相談支援体制

アンケート調査	暮らしの問題の相談先は、前回調査と大きく傾向は変わっていませんが、民生委員・児童委員と答える人の割合に低下がみられました。また、死にたいほどの悩みに直面したときの相談先として、行政や専門機関の割合に低下がみられました。
取組み	社協の心配ごと相談所の運営形態を改善し、これまでの定期定時の相談形態から、町民から相談があった場合にはいつでも職員が初回面接を行い、内容に応じて適正な相談員または専門対応窓口へ繋げるように変更しました。
課題	アンケート調査では、困りごとを相談する対象が家族や友人など、より限定した範囲に縮小する傾向が懸念されます。必要なときに適切な窓口で困りごとがつながるよう、相談しやすい窓口のあり方や、地域からの情報共有について検討する必要があります。 また、令和6年度(2024年度)より新こどもセンターが開設されることから、子育て支援に関する相談機関(こども家庭センター(仮))について検討しています。

③生活困窮者対策

アンケート調査	周囲に生活が困窮している人がいると答えた人は 8.4%となっています。その要因としては、病気になったことが多く挙げられています。病気の詳細にもよりますが、利用可能な社会保障制度につながない可能性も考えられます。
取組み	社協では、現状や生活・就労等の見通しを把握したうえで、かみかわ生活あんしんセンターや生活保護制度の担当部署と連携しながら、必要に応じて福祉金庫、生活福祉資金貸付事業、安心サポート制度の活用を薦めています。
課題	本町は、北海道全体と比較すると保護率は低く(R3実績:道2.95、本町1.12)、上川エリアでもみても貧困に関する指標は、道内では比較的低い値になっています(旭川市は除く)。一方で、本町においてもひとり暮らし高齢者や核家族は増加しており、病気や要介護状態になったときに貧困などの課題が複合しやすい状況があります。 貧困は他の福祉課題と複合していることが多く、支援につなぐ糸口になるとも考えられるため、貧困を把握した際には必要な部署との連携を検討しながら、対応を進める必要があります。

④様々な福祉課題への対応

アンケート調査	<p>周囲にひきこもり状態の人がいると答えた人は 9.6%、ヤングケアラーと思われる子どもがいると答えた人は 2.1%となっています。ひきこもりについては、不登校経験が要因と約半数が答えており、学校在籍時から横断連携による対応が必要と考えられます。ヤングケアラーについては、親が精神的に不安定であると多くが答えています。</p> <p>見守りや生活支援活動にとって重要な、町民の福祉ボランティア活動への参加意向は、80 歳以上を除き、いずれの年齢層も 50% を超えています。</p>
取組み	<p>社協が実施する生活福祉援助事業を通じて、住民の様々な生活上の困りごとや心配ごとに対する相談援助を行います。相談者とともに生活課題を明らかにし、情報提供や助言を通じて問題解決に向けて支援しています。</p>
課題	<p>ひきこもりやヤングケアラーについては複合的な課題であり、また当事者が支援を望まない場合、アプローチに難しさがあります。自身や周囲の人が支援を受ける必要性を感じたら、遠慮することなく相談できるよう、支援制度や支援対象について周知をする必要があります。</p>

⑤就労支援

取組み	<p>障がい者や生活困窮者、ひとり親家庭、犯罪をした人等が自立した生活を送れるよう、ハローワークや地元事業所等の求人情報提供を行っています。</p>
課題	<p>生活困窮者対策と連携しながら推進する必要があります。また、再犯防止のために、犯罪等をした人の就労支援のありかたも、北海道と連携しながら検討する必要があります。</p>

⑥住まいの支援

取組み	<p>平成 23 年度(2011 年度)に創設した「住宅リフォーム等助成制度」により、断熱改修やバリアフリー化の改修が行われました。また、令和 5 年度(2023 年度)に内容を拡充して「住宅改修費補助制度」を創設しており、利用が進んでいます。</p>
課題	<p>高齢化に伴い、住宅改修やリフォームのニーズは高まると考えられます。介護保険サービスの住宅改修とあわせながら、住み続けられる住宅整備に取り組む必要があります。</p>

⑦移動手段

取組み	高齢者や障がい者を対象とした予約型乗合タクシー事業や、特殊車両で移送する移送サービス事業、重度身体障がい者のためタクシー利用券給付事業を実施しています。
課題	人工透析患者の移送サービスの利用希望が増えていますが、車両と人員が不足しており、対応が困難となってきています。今後、高齢者の免許返納が進むことで、移動手段に課題のある人が増加することが予想されます。国で検討されている施策等を参考に、対応を検討する必要があります。

⑧防災・防犯

取組み	<p>防災対策として、高齢者実態調査等に基づき災害時避難行動要支援者名簿の更新や、これに基づく各住民会(自主防災組織)による個別支援計画の更新を行っています。また、十勝岳噴火総合防災訓練を毎年実施し、関係各機関との連携強化と、町民の防災意識の普及・高揚を図っています。</p> <p>防犯対策として、地域から推薦された生活安全推進協議会地域安全部により、啓発活動を実施しています。戸別訪問や自転車・自動車の防犯診断を実施し、被害の未然防止を呼びかけています。</p>
課題	<p>防災対策においては、ほとんどの災害時避難行動要支援者が、要支援者であることを知られたいために防災訓練への参加を拒否する傾向がみられます。必要なときに必要な支援が受ける必要がある旨の啓発を行い、防災体制の強化を図る必要があります。</p> <p>防犯対策において、本町の犯罪発生件数(認知件数)は、コロナ禍前の平成30年(2018年)の33件から令和4年(2022年)には16件と少なくなっています。多くは窃盗犯であり、コロナ禍で自宅にいる時間が増加していることが要因と手考えられます。しかし、特殊詐欺の件数、被害額は道内でも増加しており、警察と協力した啓発活動を行う必要があります。</p>

⑨再犯防止・立ち直り支援

アンケート調査	犯罪をした人の立ち直りに協力したいと答えた割合は約2割で、協力したくないと答えた割合が約5割を占めています。協力したくない理由として最も多かったのが「どのように接すればよいかわからないから」でした。
取組み	本町は旭川保護観察所管内にあり、富良野地区保護司会により更生保護活動が行われています。保護司は守秘義務があり、犯罪をした人について個別の情報を共有することは難しく、社会を明るくする運動等の広報活動や就労・住居に関する情報を必要に応じて共有するなどの連携を行っています。
課題	アンケート調査にあるように、犯罪をした人については、接し方がわからないという声が多く、社会復帰を促進するためには地域社会の認識も重要です。わが国で発生している犯罪のうち再犯の割合は約半数を占めており、その要因として、就労や住居を探しても見つけるのが難しいことが挙げられています。 保護司会と連携しながら啓発活動に取り組み、犯罪をした人も社会に受け入れられるよう引き続き取り組んでいく必要があります。

(2)地域福祉に係る人づくり

①広報・啓発活動

アンケート調査	町の「福祉」に関する情報を入手する手段は、「町の広報紙」と回答した人の割合が約7割を占めており、「広報かみふらの」の重要性が高いといえます。また、今後重要な取組みとして「情報提供を充実させる」の割合が2番目に高くなっており、引き続き取り組んでいくことが求められています。
取組み	広報かみふらのやホームページの掲載等により、継続的に情報提供を行っています。
課題	インターネットの活用など発信手法の多様化が求められる一方、インターネットでは情報が氾濫し適切な情報を取得しづらいという課題もあります。時代や社会情勢、年齢層にあわせた発信手法を検討する必要があります。

②福祉教育

アンケート調査	今後重要となる「福祉」の取組みとしては、福祉教育を回答した人の割合は 15.0%と、全体の中では高くはありませんでした。町民ボランティア活動の活発化も同率であることから、町民は長期的な視点の人づくりよりも、各種サービスの充実や情報提供など比較的即効性のある施策を重視しています。
取組み	総合的な学習の時間において、福祉体験学習等を実施しています。また、社協の実施するボランティアスクールや地域の行事の際に福祉ブースを設けるなど、町民が福祉体験をできる機会をつくっています。
課題	アンケート調査にみられる町民のボランティア参加意向は低いものではなく、こうした意識を形成するためには、教育の役割は重要です。ボランティアの意義や地域で支えあう重要性を、子どもから大人まで啓発していく必要があります。

(3)地域福祉に係る町民活動

アンケート調査	<p>町民の福祉ボランティア活動への参加率は、10～20代、60代が低く、それ以外は10～20%となっています。参加意向は、80歳以上を除き、いずれの年齢層も50%を超えています。また、参加意向は前回調査よりも高まっています。</p> <p>その一方で、参加できない理由として「忙しくて時間がとれない」割合が約半数を占めており、現実的には参加につながらない方も多と考えられます。</p>
取組み	社協にボランティアセンターを設置しています。ボランティアコーディネーターを中心に、社協だよりやふれあい広場での情報発信を行い、ボランティアスクール(研修会)の企画開催、日常のボランティアマッチング等に取り組んでいるほか、生活支援体制整備事業の実施により生活支援コーディネーターを配置し、おたすけサポーター活動の取組みによる生活支援のマッチングを行っています。
課題	本町の後期高齢者は令和12年(2030年)頃まで増加する見通しであり、介護保険サービスで対応しきれない日常生活支援については、おたすけサポーターなどの取組みで対応することが重要です。地域でできることを把握し、生活支援にマッチングしていく必要があります。

(4)自殺対策

<p>アンケート調査</p>	<p>「死にたい」と思うほどの悩みやストレスを感じたことがある割合は、50代以下の若年層が特に高くなっています。また、それについての相談先として、行政や専門機関の割合が低下しています。また、団体アンケートにおいては、地域のつながりや相談しやすい環境づくりの重要性を指摘する声が多い一方で、「町民が対応するのは難しい」という声や「甘え」、「自己責任」といった厳しい声もありました。</p>
<p>取組み</p>	<p>行政においては自殺対策ネットワーク会議の開催を行うとともに、民生委員・児童委員を対象にゲートキーパー講習会を開催しています。社協においては、相談業務などの中で自殺リスクを感じた際には行政と連携をとって対応をしています。</p>
<p>課題</p>	<p>道内の自殺者数はリーマンショック前後の平成15年(2003年)～平成20年(2008年)をピークとして(年間1,600～1,700人)減少傾向にあり、令和4年(2022年)には984人と、ピークから半減しています。自殺者の年齢は40～50代が占める割合が高い(R4:37.1%)ののですが、20～30代も決して少ないとは言えません(R4:24.5%)。</p> <p>親族や友人も相談先としては重要ですが、行政や専門機関による傾聴・カウンセリングは重要と考えられます。団体アンケートにもみられるとおり、町民だけの支援では限界もあるため、行政・専門機関・地域の役割について町民の認識を深めていく必要もあります。</p>

(5) 成年後見制度の利用促進

アンケート調査	<p>成年後見制度の認知度は高齢者層が高くなっていますが、60代が30～50代と比較すると低くなっています。60代は当事者になる方が比較的少なく、詳しく知る機会がないことが要因として考えられます。全体として、前回調査よりも認知度は低下しています。</p>
取組み	<p>社協が中核機関として利用促進を進めており、相談対応をするとともに、制度の利用が望ましい町民に対し情報収集を行うとともに、専門職を中心とした「運営委員会」、「ケース検討委員会」で協議検討を行っています。</p> <p>また、不正事案防止に関して、成年後見受任者に対し支援フローなどを説明し、町民の視点からも不正防止の認識が芽生えるよう啓発を行っています。</p>
課題	<p>認知症高齢者の増加が予想され、成年後見制度の利用をさらに推進する必要があります。利用促進にあたっては、町民全体の制度への理解を促進する必要があり、引き続き啓発活動に取り組み、地域連携ネットワークの構築を進める必要があります。</p>

第3章 計画の目指す方向

1. 将来像

社会情勢が変化していく中で、本町においても家庭や地域が自然に持っていた相互扶助機能が弱体化、地域のつながりも希薄化しており、コロナ禍によりそれに拍車がかかっています。それに加え、町民の年齢層ごとに異なる課題や意識の違い、社会情勢や世帯構造の変化から社会的孤立が起りやすくなっており、従来にはない複合課題が増加しています。

複合課題はこれまでの福祉の枠組みだけでは対応が難しく、行政のみの取り組みでは限界があります。日常的に課題をとらえ、長期的な解決を図っていくためには町民・地域と協働で取り組んでいくことが不可欠です。

本計画においては、複雑化・複合化する課題に対応していくため、コロナ禍で希薄化した地域コミュニティを回復し、地域共生社会の実現に向けて施策に取り組まなければなりません。

町民自らが主体的・創造的に自分らしく生きる努力を行うことを基本に、支援が必要となったときに、適切かつ質の高いサービスを主体的に選択することができ、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる環境を、みんなの力で築き上げていくことが求められています。

これらのことを踏まえ、本計画の将来像を次のとおり定め、その実現に向けた取り組みを積極的に進めていきます。

みんなが元気になる共生のまち・かみふらの

2. 基本目標

(1) 分野横断的な取組みの推進

地域共生社会の実現に向け、庁内各部門の連携及び関係機関・団体等との連携をさらに強化し、分野横断的な連携体制の深化・推進を図ります。そのため、地域や関係団体、行政の包括的な連携・支援を充実します。年齢や障がいの有無にかかわらず、地域社会の中で安心して快適に暮らせるよう、地域環境を整備します。

(2) 支え合う意識の醸成と人づくり

地域福祉をさらに推進するためには、ボランティアなど地域福祉を支える“人”、ボランティア活動、交流、情報交換、相談などの“つながり”が非常に重要です。そのため、町民一人ひとりが地域で共に支え合い、助け合いながら暮らしていく意識を持つよう、社協等との連携のもと、情報発信や啓発活動を推進します。

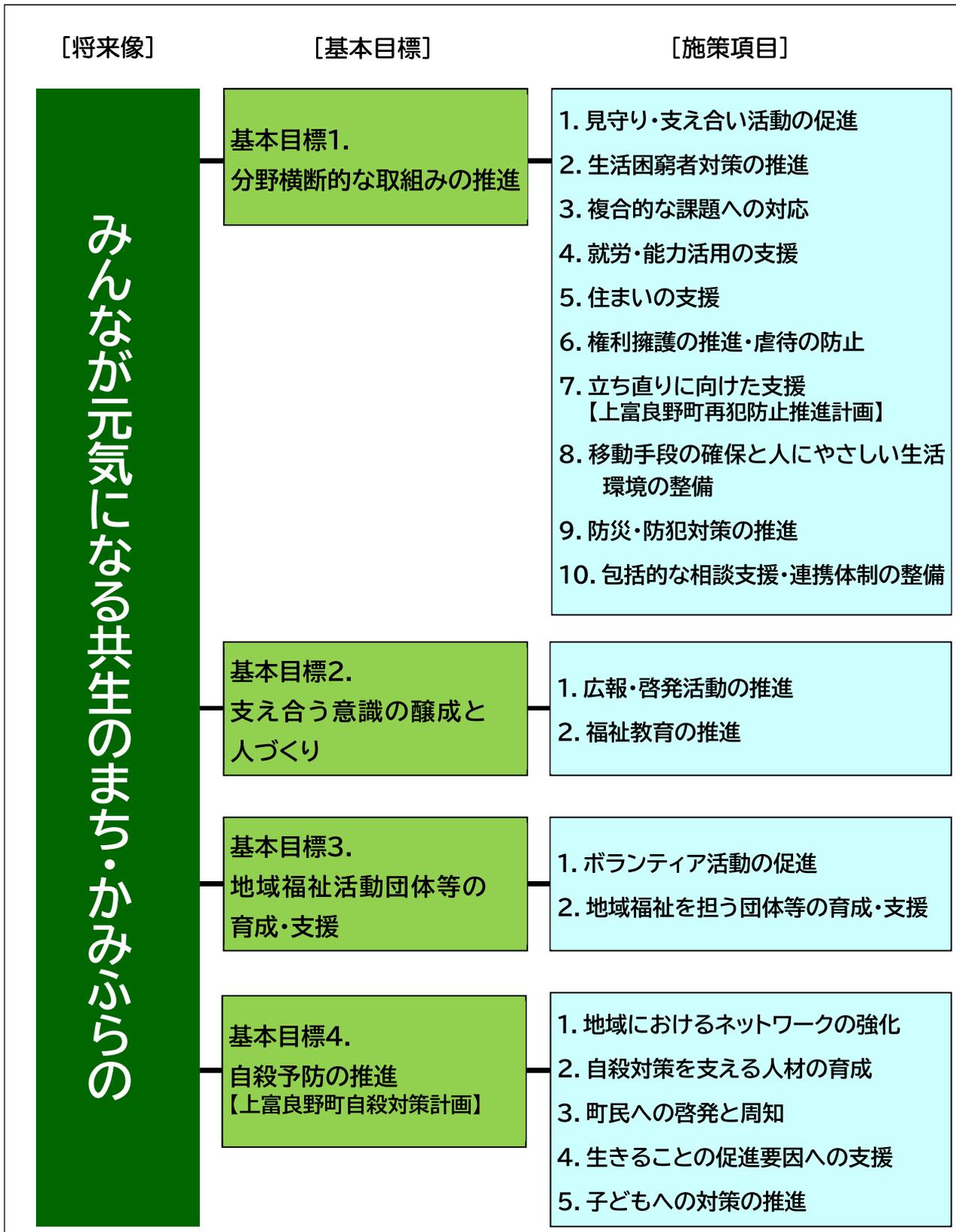
(3) 地域福祉活動団体等の育成・支援

社協をはじめ、住民会・町内会等や民生委員・児童委員、福祉推進員・福祉係、ボランティア団体、NPO 法人など、身近な地域における町民主体の地域福祉活動を促進します。また、支援者・事業者間の交流や意見交換を促進し、支援内容の充実を図ります。

(4) 自殺予防の推進(上富良野町自殺対策計画)

自殺予防に関する関係機関・団体等のネットワークづくりを進めるとともに、広報・啓発活動や教育の推進、自殺対策を支える人材の育成をはじめ、それぞれの世代等に応じた自殺予防を推進します。

3. 計画の体系



第4章 計画の内容

基本目標1. 分野横断的な取組みの推進

(1)見守り・支え合い活動の促進

施策の方向性

地域の見守りや声かけ活動は、アウトリーチの基礎をなす重要な取組みです。停滞してしまうと、住民が困りごとを相談できないまま身体状態が悪化したり、虐待につながるなど、避けなければならない事態に発展する懸念があります。

町民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、最も身近な近隣住民による見守りや声かけを促していくとともに、民生委員・児童委員による見守り活動や、ふれあいサロンをはじめとした日常的なつどいの中での見守り・支え合い活動、交流・仲間づくり活動を促進します。

取組み

取組み	内容	担当
1-1-1. 近隣住民による見守り・声かけの促進	広報誌・ホームページや町民が集まる会合等を通じて、地域における見守りや声かけの大切さについて啓発し、隣近所での自主的な見守りや声かけを促します。	・保健福祉課 ・社会福祉協議会
1-1-2. 民生委員・児童委員による見守り活動等の促進	情報共有体制の充実など、活動しやすい環境づくりを進め、民生委員・児童委員によるひとり暮らし高齢者等の見守り・訪問活動の充実を促進します。	・保健福祉課
1-1-3. ふれあいサロンの推進	高齢者にとって地域の交流や介護予防の拠点となるふれあいサロンを、持続的に活動ができるよう支援します。特にコロナ禍によって大幅に取組みが減少していることから、地域と連携しながら、身近な地域にふれあいサロンが確保できるよう、取り組みます。	・社会福祉協議会

取組み	内容	担当
1-1-4. 子どもの見守り活動の促進	子どもたちの安全確保に向け、学校、地域、関係機関・団体相互の連携を強化し、登下校時の見守り・声かけ活動の充実を促進します。	・教育振興課
1-1-5. 認知症高齢者等の見守り・捜索体制の充実	認知症サポーターの養成や認知症カフェ「ほっとカフェ」の運営の充実に努めるとともに、新たに小規模認知症カフェを開設し、認知症高齢者等の見守り・支援を推進します。 また、徘徊高齢者等捜索ネットワーク「おかえりネット」による捜索体制の維持・充実に努めます。	・保健福祉課 ・社会福祉協議会
1-1-6. 事業所等による見守り活動の促進	町内の事業所等へ見守り活動の重要性を周知し、賛同して見守り活動を行う事業所等を増やします。	・保健福祉課

(2)生活困窮者対策の推進

施策の方向性

生活困窮者の早期把握のために地域と連携した情報収集をするとともに、支援が必要な人に対しては横断的な連携のもとで支援を行います。また、生活困窮対策として、生活保護等の制度を適正に運用するとともに、低所得者などに対する経済的な自立支援として生活福祉資金貸付事業を実施します。

取組み

取組み	内容	担当
1-2-1. 実態の把握と相談・指導の推進	民生委員・児童委員等の協力を得ながら、援助を必要とする世帯の実態やニーズの的確な把握を行うとともに、適切な相談・指導を推進します。	・保健福祉課

取組み	内容	担当
1-2-2. 生活保護制度・生活困窮者自立支援制度の適正運用	上川総合振興局等の関係機関と連携し、生活保護制度や生活困窮者自立支援制度の周知と利用に関する助言・指導等を行い、必要な支援につなげていきます。	・保健福祉課 ・社会福祉協議会
1-2-3. 資金貸付制度・サポート制度の周知	生活困窮者等の生活の安定を図るための福祉金庫や生活福祉資金貸付事業、緊急性を要する状態の人に現物支給を行う安心サポート制度の周知を図り、活用を促進します。	・社会福祉協議会 ・保健福祉課

(3)複合的な課題への対応

施策の方向性

社会情勢や世帯構造の変化により、8050 問題やひきこもり、ヤングケアラーなどの様々な複雑化・複合化した地域課題がみられるようになっており、既存の福祉サービスだけでは十分な支援ができなくなっています。

こうした課題に対し、本町としても包括的な支援体制を構築してきました。子ども・子育て包括相談や地域包括支援センターなど、窓口としては福祉の分野ごとですが、包括的に連携・情報共有をして支援をする体制が整備されています。

今後は、様々な複合課題に対応できるよう、多機関での協働が機能するよう、よりよい横断連携体制を推進します。

取組み

取組み	内容	担当
1-3-1. 早期発見の体制づくり	リスクのある子育て家庭やひきこもり、ひとり暮らし高齢者等について、見守りが必要と思われる人に対して、民生委員・児童委員をはじめ、町民への訪問活動を定期的に行う様々な主体との協力体制と連携し、社会的孤立を解消し、課題の早期発見・早期対応につなげます。 また、地域で活動する主体のネットワーク形成を図ります。	・保健福祉課 ・社会福祉協議会

取組み	内容	担当
1-3-2. 有効な支援施策の検討・推進	庁内各部門相互の連携や、広域的な専門機関等との連携を強化し、早期訪問、相談支援等の有効な支援施策について検討・推進します。	・保健福祉課

(4)就労・能力活用の支援

施策の方向性

就労は、社会の一員として自覚を持つ要素、生計を維持する要素、生きがいを感じる要素という3つの要素を持っています。それぞれの町民の状況に応じ、能力を最大限に発揮して働くことができるよう、雇用を促進するための支援や働きやすい環境づくりに向けた取組みを進めます。

取組み

取組み	内容	担当
1-4-1. ハローワーク等との連携による就労支援	障がい者や生活困窮者、ひとり親家庭等の自立した生活を支援するため、ハローワークや地元事業所等と連携し、求人情報の提供など効果的な支援を行います。	・保健福祉課 ・企画商工観光課
1-4-2. 雇用に関する法制度等の周知	広報活動等を通じて、事業所等や町民に対し、育児休業制度や介護休業制度、障害者雇用促進法などの法制度についての周知を図ります。	・保健福祉課 ・企画商工観光課
1-4-3. 働きやすい環境づくりに向けた啓発・情報提供	子育て中の親や介護者、障がい者等が働きやすい環境づくりに向け、事業所等に対し、多様な働き方や仕事と育児・介護の両立が実現できる職場環境の整備を促す啓発・情報提供を行います。	・保健福祉課

(5)住まいの支援

施策の方向性

住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、それぞれの状況に応じた快適で安全・安心、便利な住まいの確保が必要不可欠です。高齢者や障がい者をはじめとした町民が安心して暮らしやすい住環境にするため、民間住宅の耐震化やリフォームを支援するとともに、高齢者や障がい者、低所得者等が暮らしやすい住環境の整備に努めます。

取組み

取組み	内容	担当
1-5-1. 民間住宅の住環境向上の支援	快適で安全・安心な住環境づくりに向け、民間住宅の耐震改修やリフォーム等の支援を行います。	・建設水道課
1-5-2. 高齢者・障がい者の住宅改修の支援	高齢者(介護認定者)や障がい者が不自由なく快適に暮らし、自立した日常生活を送ることができるよう、住宅改修(バリアフリー等)の支援を行います。	・保健福祉課
1-5-3. 町営住宅の整備	町営住宅に関する計画の見直しを行い、人口や入居需要に見合った整備・管理戸数を定めるとともに、高齢者や障がい者、子育て世帯などに配慮した整備を推進します。	・町民生活課

(6)権利擁護の推進・虐待の防止

施策の方向性

認知症や知的障がい、精神障がいなどにより、支援を必要とする人が増加傾向にある中で、判断能力が十分でないために財産管理や契約行為を行うのが難しい人が、不当な契約などによる権利侵害を受けるケースの増加が懸念されます。

こうしたケースに対し、本町は令和2年度(2020年度)に権利擁護センターを設置しており、社会的に弱い立場にある人の権利や財産等を守るため、権利擁護に関する取組みの一層の周知を図り、その利用を促進します。

また、子どもから高齢者まで、すべての町民が虐待や差別を受けることなく、地域で安心して生活を送ることができるよう、虐待の防止や早期発見、早期解消に向けた取組みを充実させます。

取組み

取組み	内容	担当
1-6-1. 日常生活自立支援事業の推進	成年後見制度を補完する事業として、認知症や知的障がい、精神障がいなどのために判断能力が十分でない人などに対し、生活支援員による福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理を行う日常生活自立支援事業を行います。特に障がい者が地域生活へ移行するために重要な事業であることから、成年後見制度と併せて事業の周知に努めます。	・社会福祉協議会
1-6-2. 成年後見制度の普及	認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でない人が不利益を被らないよう、成年後見制度の周知と利用促進に努めます。そのために、専門職・行政・裁判所との情報交換やケース検討など、一層の協力連携に取り組みます。	・社会福祉協議会 ・保健福祉課
1-6-3. 相談支援の推進	町民や関係機関等からの権利擁護に関する相談に対応し、成年後見制度利用の必要性が判断されたものについては、関係機関と連携して、申立に関する支援を行います。	・社会福祉協議会 ・保健福祉課

取組み	内容	担当
1-6-4. 成年後見制度の利用促進	権利擁護センターを中心として、成年後見制度利用促進のための地域連携ネットワークの構築を進めるとともに、制度に欠かせない法人後見の導入を図ります。	・保健福祉課 ・社会福祉協議会
1-6-5. 虐待防止に関する法制度等の周知	広報活動等を通じて、事業所等や町民に対し、法制度をはじめ、町の取組み等についての周知を図ります。	・保健福祉課
1-6-6. 虐待の早期発見・早期対応	住民やサービス事業者、医療機関等が協力して、虐待の早期発見に努めるとともに、地域包括支援センターや障がい者虐待防止センター、要保護児童対策地域協議会などにおいて関係機関相互の連携を強化し、迅速・適切に対応します。	・保健福祉課

※ なお、成年後見制度の利用促進に関する基本的な考え方については、「第5章 上富良野町成年後見制度利用促進計画」を参照。

(7) 立ち直りに向けた支援

【上富良野町再犯防止推進計画】

施策の方向性

わが国では、刑法犯の件数が毎年減少する中で、再犯者の割合が増えており、犯罪等をした人が社会生活に復帰するための支援を進めることが課題となっています。

また、犯罪等をした人やその家族に対して、犯罪や非行履歴が広められるプライバシー侵害や、根強い偏見・差別意識によって就職や住居確保が阻害されることが、依然としてわが国では起こっています。犯罪等をした人やその家族に対する不当な差別や偏見は人権侵害であることを、地域社会も認識していく必要があります。

こうした考え方のもと、再犯によって新たな被害者が生まれることのないよう、犯罪等をした人が、地域社会において孤立することなく、地域住民の理解と協力を得て立ち直り、再び地域社会を構成する一員として、ともに生き、支え合う社会の実現を図ることで、再犯の抑制を目指します。

取組み

取組み	内容	担当
<p>1-7-1. 再犯防止に関する地域の理解の促進</p>	<p>社会を明るくする運動※の趣旨を広めるよう保護司等との連携のもと、啓発活動を推進します。また、北海道再犯防止推進計画に基づき、関係機関と連携し新たな被害者を作らないよう取り組みます。</p>	<p>・保健福祉課 ・町民生活課</p>
<p>1-7-2. 人材の発掘・養成</p>	<p>富良野地区保護司会および更生保護女性会に参加するなど、人材についての情報収集を行います。</p>	<p>・保健福祉課</p>

※社会を明るくする運動:すべての国民が犯罪や非行の防止と更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築くことを目指す全国的な運動です。

(8)移動手段の確保と人にやさしい生活環境の整備

施策の方向性

高齢者や障がい者、子育て中の親子を含め、町民誰もが不自由なく安全に安心して暮らせる環境づくりを目指し、建築物や道路などの都市環境だけでなく、交通環境や生活全般において、人にやさしいまちづくりを推進します。

このため、移動手段の確保を図るとともに、ユニバーサルデザインを意識した道路等の整備、心のバリアフリーを推進します。また、冬期間の日常生活の維持と救急時の通路の確保を図るため、住宅の除雪を支援します。

取組み

取組み	内容	担当
1-8-1. 高齢者・障がい者・子育て中の親子の移動手段の確保	高齢者や障がい者の生活支援や閉じこもりの予防を目的とした予約型乗合タクシー事業をはじめ、要介護状態等の高齢者・障がい者等を特殊車両で移送する移送サービス事業、重度身体障がい者のためタクシー利用券給付事業など、移動手段の確保に努めます。 また、子育て中の親子が利用できる移動手段を検討します。	・総務課 ・保健福祉課 ・社会福祉協議会
1-8-2. ユニバーサルデザインのまちづくり	町内の公共建築物、公共交通機関、道路等のバリアフリー化を推進します。バリアフリー化の推進にあたっては、誰もが利用しやすいユニバーサルデザインの考え方を基本としたまちづくりを推進します。	・建設水道課
1-8-3. 心のバリアフリーの推進	障がい者等に配慮したまちづくりが進んでも、町民に理解がなければ住みよいまちにはなりません。障がいや疾病に対する知識を深め、困っている人に配慮した行動を町民一人ひとりがとれるよう、心のバリアフリーを推進します。	・保健福祉課 ・社会福祉協議会

取組み	内容	担当
1-8-4. 除雪サービス等の実施	除雪が困難な高齢者世帯・障がい者世帯の冬期間の日常生活の維持と救急時の通路の確保を図るため、除雪・雪下ろしの支援を地域と協働で推進します。	・保健福祉課 ・社会福祉協議会

(9)防災・防犯対策の推進

施策の方向性

近年わが国では、気候変動により頻発する風水害や地震により、大規模な被害が発生しています。本町においては活火山・十勝岳もあることから、災害時の避難支援体制づくりは特に重要な課題です。災害による被害を未然に防止するとともに、被害を最小限にとどめるために、行政による環境整備を進めるとともに、町民同士の相互の助け合いを促進します。

また、近年、全国的に高齢者世帯等を狙った特殊詐欺が増加しており、巧妙化する悪質な犯罪から町民を守る必要があります。すべての町民が安全に安心して暮らせる環境づくりに向け、防犯対策も推進します。

取組み

取組み	内容	担当
1-9-1. 災害時避難行動要支援者の避難支援体制の充実	要介護の高齢者や障がい者等が、災害時の避難行動に支援が受けられるよう、避難時に支援を必要とする避難行動要支援者名簿を更新します。また、各住民会(自主防災組織)による避難行動要支援者の個別避難計画の更新を適宜行うとともに、個別支援計画を実効性のあるものとするため、住民会と連携した防災訓練を継続して実施します。	・総務課

取組み	内容	担当
1-9-2. 避難所の充実	避難所の実態に即した運用が行われるよう、防災備蓄品の整備を図りつつ、避難所管理者並びに自主防災組織・地域と協議を行いながら連携を深めていきます。また、関係機関と連携し災害ボランティアの組織体制について検討します。	・総務課 ・社会福祉協議会
1-9-3. 防犯意識の啓発と実践活動の促進	町民の防犯意識の高揚に向け、広報・啓発活動や出前講座等を行うほか、地域における自主防犯体制の強化に向け、生活安全推進協議会をはじめ、地域や団体等が行う自主防犯活動の支援・促進に努めます。	・町民生活課
1-9-4. 消費者への啓発等の推進と消費生活相談の充実	消費者トラブルの防止・解消に向け、広報・啓発活動や出前講座等を行うとともに、広域的連携のもと、富良野消費生活センターにおける消費生活相談体制の充実に努めます。	・町民生活課

(10) 包括的な相談支援・連携体制の整備

施策の方向性

地域課題の複雑化・複合化に対し、重層的な支援が必要な事案については、本町は個別に判断し、協議体の開催を通じて情報共有・対応の検討を行っています。こうした庁内における連携体制について、地域で活動する住民会・町内会等や民生委員・児童委員、福祉活動をする個人・団体との接続・ネットワーク化に取り組みます。

また、令和5年度(2023年度)に教育支援センターを開設、令和6年度(2024年度)より新こどもセンター(仮称)が開設予定であり、子ども・子育て支援についての機能強化が図られますが、一方で、これまでの連携体制が損なわれないよう、情報共有・対応のあり方について検討します。

また、高齢者や障がい者、子育て家庭等が、町の保健・医療・福祉等に関する各種の施策やサービスに関する情報が適切に取得できるよう、わかりやすい情報提供に取り組みます。

また、複雑多岐にわたる町民の困りごとに的確に対応するとともに、必要なサービスを紹介・調整したり、状況に応じて専門家につないだりするために、一人ひとりの課題に寄り添う相談支援に取り組みます。

取組み

取組み	内容	担当
1-10-1. 重層的な情報共有・連携体制の構築	新こどもセンター開設に伴う庁内体制を整備するとともに、地域との連携体制を構築・推進します。民生委員・児童委員などをはじめとした団体と連携しながら、支援を必要とする人や世帯のニーズや課題などを丁寧に把握し、地域の社会資源や支援制度につなげます。	・保健福祉課 ・社会福祉協議会
1-10-2. 福祉サービスの利用に関する情報提供	町や社協の広報誌、ホームページ、SNS などによる情報提供をはじめ、パンフレット等を作成・配布します。また、保健事業、各種団体のイベントや会合など、様々な機会を通じて情報を提供します。 また、身近な地域で適切な情報が発信されるように、町民だけでなく関係団体に対しても、福祉サービスに関する情報を提供します。	・保健福祉課 ・社会福祉協議会
1-10-3. 総合相談体制の充実	保健福祉総合センター及び新こどもセンターにおいて、町民が迷わず様々な福祉課題の相談ができるよう、庁内及び多機関の連携を図ります。 町民からの相談を専門家につなぐ、心配ごと相談(社協事業)を推進します。また、民生委員・児童委員の相談技術の向上に取り組みます。	・保健福祉課 ・社会福祉協議会
1-10-4. ケアマネジメント機能の充実	研修会の開催等により、地域包括支援センターやケアマネジャーの資質・技術の向上に努めるほか、各分野のケアマネジメント機関の連携のもと、複合的な課題にも対応できるケアマネジメント力の向上、共生型サービスに対応した専門職の育成・確保に努めます。	・保健福祉課 ・社会福祉協議会

基本目標2. 支え合う意識の醸成と人づくり

(1) 広報・啓発活動の推進

施策の方向性

個人が人としての尊厳をもって、家庭や地域の中で年齢や障がいの有無に関わらず、その人らしい安心のある生活が送れるよう自立支援するためには、住民すべてがお互いに支え合わなければなりません。これを地域において具現化していくために最も重要なものが、住民の理解と行動です。このため、広報誌やホームページをはじめ、様々な媒体を通じ、支え合う意識やコミュニティ意識、人権を尊重する意識の啓発を進めます。

また、世代によって利用する情報媒体は大きく違っており、画一的な情報発信では十分とは言えません。多様な手段・媒体を活用し、町民が自分に適したサービスを選び、安心して利用するために、必要な情報が入手できるような情報発信を行います。

取組み

取組み	内容	担当
2-1-1. 支え合う意識の醸成に向けた 広報・啓発活動の充実	町民の支え合う意識・コミュニティ意識の醸成に向け、広報誌やホームページ、各種会議をはじめ、多様な媒体や機会を活用し、広報・啓発活動の充実を図ります。 また、ボランティア等の地域活動の内容を紹介し、活動意欲の喚起と認知度の向上に努めます。	・保健福祉課 ・社会福祉協議会
2-1-2. 人権啓発の推進	差別や偏見、いじめ、虐待などがおきない社会づくりに向け、学校教育や社会教育をはじめ、様々な場や機会を通じ、人権啓発を推進します。	・教育振興課 ・保健福祉課

(2)福祉教育の推進

施策の方向性

町民一人ひとりの支え合う意識の醸成を進め、地域共生社会を担う人材を育成するために、広報・啓発活動だけでなく、学校や生涯学習などにおいて福祉教育を推進します。このため、様々な機会をとらえて福祉に関する体験や学習機会の充実を図ります。

取組み

取組み	内容	担当
2-2-1. 福祉教育の充実	地域活動に興味や意欲はあるものの、行動に踏み出せない住民にとってのきっかけになるよう、広く町民を対象とした福祉体験の場の提供など、福祉教育を推進します。	・社会福祉協議会 ・保健福祉課
2-2-2. 学校における福祉教育の充実	これからの地域共生社会を担う人づくりに向け、町内の小・中学校の児童・生徒を対象に、福祉体験学習の場の提供など、福祉教育を推進します。	・教育振興課 ・社会福祉協議会

基本目標3. 地域福祉活動団体等の育成・支援

(1) ボランティア活動の促進

施策の方向性

アンケート調査結果において、ボランティア活動への参加に、(条件はあるものの)前向きな回答が約5割ありました。とりわけ、60代の町民には潜在的な参加意欲が強く見られ、今後の活躍が期待できます。このことは、ボランティアを受け入れたい人と活動したい人を結びつける方法、何らかの動機づけ、機会があれば、より多くの人ボランティア活動に参加する可能性があることを示しています。

ボランティアセンターを設置する社協を中心として、既存のボランティア活動の活発化を図るとともに、今後のボランティア活動の促進に向け、住民へのボランティア活動参加の動機づけ、情報提供の充実を図り、潜在するボランティアの掘り起こしを行います。

取組み

取組み	内容	担当
3-1-1. ボランティアセンターの機能強化	ボランティアセンターについて、各種情報の収集・発信の充実、研修等を通じたボランティアコーディネーターの資質の向上などを進め、機能強化を図ります。	・社会福祉協議会
3-1-2. 生活支援コーディネーターと協議体の活用	地域の生活支援ニーズに対し、おたすけサポーターとのマッチングを行うとともに、新たな担い手の育成に取り組みます。また、生活支援コーディネーターを中心として、定期的な情報共有・連携強化を検討する協議体の活動を推進します。	・社会福祉協議会 ・保健福祉課
3-1-3. 既存のボランティア活動の活発化	ボランティアのニーズ調査・活動の場を拡充し、研修や交流会等を通じたボランティアのスキルアップ、団体活動への支援等により、既存のボランティア活動の活発化を促進します。	・社会福祉協議会

取組み	内容	担当
3-1-4. 新たなボランティアの発掘・養成	広報・啓発活動や福祉教育の推進はもとより、ボランティア養成講座の開催、様々な場や機会をとらえた募集活動の推進等により、新たなボランティアの発掘・養成に努めます。 特に、健康寿命の延伸に伴い高齢者の活力が高まっており、高齢者が活躍できる環境づくりに取り組みます。	・社会福祉協議会 ・保健福祉課

(2)地域福祉を担う団体等の育成・支援

施策の方向性

本町では、社会福祉協議会をはじめ、住民会・町内会等や民生委員・児童委員、ボランティア団体、NPO法人、高齢者事業団など、様々な団体や人が活動しています。

ボランティア活動に関するニーズの把握に努めるとともに、各種関係団体、社会福祉施設、NPO等とのネットワークを活用し、ボランティアを必要とする地域課題に円滑に対応できるよう、関係団体との定期的な情報交換等に努めます。

また、地域福祉活動の担い手となるボランティア団体の立ち上げを支援します。

取組み

取組み	内容	担当
3-2-1. 社会福祉協議会との連携強化	地域福祉を推進するうえで中核的な役割を担う社会福祉協議会の活動支援を行うとともに、同協議会との一層の連携強化を図ります。	・保健福祉課 ・社会福祉協議会
3-2-2. 共同募金の活性化	共同募金運動の活性化を図ります。また、地域福祉活動の財源のひとつとして、地域福祉活動やそれを行う団体に対して、趣旨に合致した活用に努めます。	・社会福祉協議会

取組み	内容	担当
3-2-3. 各種団体等の活動支援	住民会・町内会、民生委員・児童委員やNPO法人等についても、研修会の開催等を通じて体制強化や活動の活性化を促進するとともに、活動機会の確保や情報共有、活動内容の周知等の支援を行います。 また、町民生活の向上、地域の活性化につながる、まちづくり活動に対し支援を行います。	・町民生活課 ・保健福祉課 ・社会福祉協議会

基本目標4. 自殺予防の推進(上富良野町自殺対策計画)

(1)地域におけるネットワークの強化

施策の方向性

自殺は、経済・生活問題や家庭問題、健康問題、男女問題をはじめ、様々な要因が複雑に関係しています。誰もが人生のさまざまな場面で、自殺に追い込まれる可能性があることを認識するとともに、自らの心の不調に気づくことが重要です。

自分の周りにいるかもしれない自殺を考えている人の存在に気づき、想いを傾聴し、寄り添い、必要に応じて専門機関につなぎ、見守っていくためには、地域の多様な関係者が連携・協力することが重要です。

このため、庁内各部門相互の連携及び関係機関・団体等との連携を図り、自殺対策に関するネットワークづくりを進めます。

取組み

取組み	内容	担当
4-1-1. 自殺対策に関するネットワーク会議等の推進	庁内各部門の長で構成する庁内のネットワーク会議や、福祉の各分野における多職種が参加する会議において、自殺に至るリスクが考えられるケースへの対応を検討します。	・保健福祉課
4-1-2. 自殺対策の普及啓発	本町の自殺の現状と対策についての情報提供や、ゲートキーパーの役割についての啓発活動を行い、町民同士で支え合いと見守りができるネットワークづくりを進めます。	・保健福祉課 ・社会福祉協議会
4-1-3. 上富良野の青少年健全育成をすすめる会における普及啓発	上富良野の青少年健全育成をすすめる会のネットワークを活用し、命の大切さやいじめの防止、家族や友達とのふれあいに関する啓発活動を行います。	・教育振興課 ・保健福祉課

(2) 自殺対策を支える人材の育成

施策の方向性

自殺のリスクが高い人を早期に発見し、早期に適切な対応を行うためには、自殺の危険を示すサインに気づき、話を聞き、見守りながら、必要な支援等につなぐ人材の育成・確保が必要です。

このため、職員や町民を対象としたゲートキーパー※研修会・養成講座を開催するなど、自殺対策を支える人材を育てていくための取組みを進めていく必要があります。

※ゲートキーパー:悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人のこと。ゲートキーパーになるために特別な資格はいりません。

取組み

取組み	内容	担当
4-2-1. ゲートキーパー養成講座の開催	町内におけるゲートキーパーの増員を図るため、町民を対象に、ゲートキーパー養成講座を開催します。	・保健福祉課
4-2-2. いじめ防止基本方針に基づく教職員の資質向上	上富良野町いじめ防止基本方針における学校の取組みの中で、教職員の資質向上を図ります。	・教育振興課
4-2-3. メンタルヘルス対策研修会の推進	自分自身や同僚等のメンタルの不調に早期に気づき、適切に対応できるよう、メンタルヘルス対策研修会の促進を図ります。	・保健福祉課

(3) 町民への啓発と周知

施策の方向性

誰もが自殺に追い込まれる可能性があるものとしてとらえ、自殺に対する誤った認識や偏見をなくし、こころの健康づくりなどに関する正しい知識の普及を図ります。

また、自殺の危険を示すサインを発している人やSOSのサインを出せずに悩んでいる人、それに気づいたまわりの人が、抱えている悩みや対処方法等について気軽に相談できる体制整備と相談窓口等に関する情報提供を行います。加えて、様々な媒体や機会を活用し、こころの健康づくりや自殺予防に関する情報提供を行います。

取組み

取組み	内容	担当
4-3-1. 広報誌等を活用した啓発活動の推進	自殺予防月間(9月)や自殺対策強化月間(3月)等に合わせ、広報誌やホームページ等に自殺対策に関する情報を掲載し、施策の周知と理解促進を図ります。 また、こころの不調について早期に相談できるよう、富良野保健所によるこころの健康相談や思春期相談、女性の健康相談等の周知を図ります。	・保健福祉課
4-3-2. 図書館における「こころの健康図書」の充実	多くの町民のこころの健康に対する理解促進を図るため、関係部門・関係機関と連携・協力し、図書館におけるこころの健康に関する蔵書の充実を図るとともに、自殺予防月間(9月)を中心に関連図書の展示やコーナーの開設などを行います。	・教育振興課 ・保健福祉課
4-3-3. こころの健康講座・出前講座での啓発活動の推進	こころの健康講座や出前講座において、こころの病気が脳の病気であることへの理解を広め、適切に治療する人が増えるよう啓発活動に努めます。	・保健福祉課

(4) 生きることの促進要因への支援

施策の方向性

自殺対策は、個人においても社会においても、「生きることの阻害要因」を減らす取組みに加え、「生きることの促進要因」を増やす取組みを行うことにより、自殺リスクを低下させていくことが重要です。

このため、生活上の困りごとを早期に解決する支援や居場所づくりなど、生きることの促進要因を増やすことにつながる取組みを進めます。

取組み

取組み	内容	担当
4-4-1. 生活上の困りごと相談の充実	生活するうえでの様々な困りごと(健康、子育て、介護、生活困窮、DV等)に対し、包括的な相談支援体制の整備も視野に入れながら、関係部門相互の連携及び関係機関・団体等との連携のもと、相談対応の充実を図り、早期の問題解決に努めます。 【1-10-3 総合相談体制の充実 と一体的に進めます】	・保健福祉課 ・社会福祉協議会
4-4-2. 居場所づくりの推進	図書館について、町民のいこいの場としても活用されるよう蔵書の充実と環境整備に努めるほか、町内の公共施設や身近な地域におけるふれあいサロン事業の展開を促すなど、居場所づくりにつながる取組みを進めます。	・教育振興課 ・保健福祉課 ・社会福祉協議会
4-4-3. ハイリスク妊産婦への個別支援の実施	妊婦相談や産後うつスクリーニングにおいてハイリスクである妊婦及び産婦に対し、医療機関や関係部門と連携を図りながら個別支援を行います。	・保健福祉課
4-4-4. 困難を抱える女性への支援	配偶者等からの暴力に係る相談や、コロナ禍により不安や生活上の困難・課題を抱える女性に対し、心の健康相談や生活課題に係る相談支援を行います。	・保健福祉課
4-4-5. 事業所等におけるメンタルヘルス対策の支援	広報・啓発活動の推進をはじめ、学習機会の提供や講師の派遣を通じ、町内の事業所等におけるこころの健康チェックやメンタルヘルス対策研修会や、相談支援を行います。	・保健福祉課
4-4-6. 高齢者の介護予防活動支援	高齢者が、自宅に閉じこもらず、地域の人と交流し、生きがいや役割を感じられるよう、地域の行事やふれあいサロン、生きがいデイサービス等への参加を促進するなど、閉じこもりの防止と介護予防に向けた取組みを進めます。	・保健福祉課 ・社会福祉協議会

取組み	内容	担当
4-4-7. 実態調査等を通じた本人・世帯状況の把握	地区の民生委員・児童委員が訪問する高齢者実態調査等の機会を通して、高齢者本人やその家族を取り巻く状況を把握し、支援が必要と思われる場合には、適切な支援機関につながります。	・保健福祉課

(5)子ども支援の推進

施策の方向性

いじめを原因とする児童・生徒の自殺が大きな社会問題となっており、平成28年度(2016年度)に改正された自殺対策基本法において、学校におけるSOSの出し方に関する教育の推進が盛り込まれました。

このため、本町においても、児童・生徒が命の大切さを学ぶ教育はもとより、困難やストレスに直面したときに、信頼できる大人に助けの声を上げられることを目標とした、SOSの出し方に関する教育等を進めていく必要があります。

取組み

取組み	内容	担当
4-5-1. SOSの出し方に関する教育の推進	学校において、児童生徒が命の大切さを実感できる教育や、SOSの出し方に関する教育等の社会において直面する可能性のある様々な困難・ストレスへの対処方法を身に付けるための教育を進めます。	・教育振興課
4-5-2. 児童・生徒や保護者への相談対応の推進	スクールカウンセラーや教育支援センターだけでなく、通話無料の相談電話「かみふらのあんしんライン」やこどもSOSミニレターにより、多様な手法での相談対応を推進します。また、国・道・町の相談窓口の周知を行います。	・教育振興課
4-5-3. いじめの未然防止・早期発見・早期対応	未就学児や小・中学生に対し、人権擁護委員による人権教室等を開催し、互いを認め合う意識の醸成といじめの防止に向けた啓発活動を行います。	・教育振興課

取組み	内容	担当
4-5-4. 学校・保健福祉部門との情報共有による見守り支援	要保護児童対策地域協議会や養育支援連絡会議において、不登校や問題行動のある児童・生徒について、学校・保健福祉部門と情報を共有することにより、多角的な視点からの見守りや支援を行い、自殺リスクの回避を図ります。	・保健福祉課 ・教育振興課

第5章 上富良野町成年後見制度利用促進計画

1. 計画の策定にあたって

(1) 計画策定の背景と目的

国においては、平成28年(2016年)に制定された「成年後見制度の利用の促進に関する法律」(以下、「法」という。)に基づき、平成29年(2017年)に成年後見制度利用促進基本計画(以下、「国基本計画」という。)を策定しました。それに基づいて市町村は、国基本計画を勘案して、市町村における成年後見制度の利用の促進に関する施策について基本的な計画を定めるよう努めることとなりました。

本町では、成年後見制度の利用促進に向けて計画的に推進していくため、「上富良野町成年後見制度利用促進基本計画」を策定しました。

(2) 計画の根拠

法第23条第1項において、市町村は、国基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるものとされています。

それを根拠として、本計画は、本町における成年後見制度の利用の促進に関する施策について、基本的な計画を定めるためのものとして策定しました。本計画は、上富良野町地域福祉計画に包含され、取組みにおいても一体的に推進するものとします。

(3) 計画期間

本計画は、上富良野町地域福祉計画に包含されることから、同計画と同じ令和6年度(2024年度)から令和10年度(2028年度)までの5年間とします。

(4) 計画の進行管理及び点検

本計画は上富良野町地域福祉計画に包含されることから、取組み状況の点検及び評価については、同計画の進行管理と一体的に行います。

2. 計画推進の考え方

(1) 基本理念

誰もが自らの意思を尊重し、安心して共に暮らし続けることのできる環境の実現

(2) 施策の方向性

高齢者や障がい者など支援を必要とする方が、支える家族の高齢化などの様々な要因が加わり、判断能力が十分でないために財産管理や契約行為を行うのが難しくなってしまう、不当な契約などによる権利侵害を受けるケースの増加が懸念されます。

こうしたケースに対し、成年後見制度がこれまで運用されてきましたが、平成28年(2016年)に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」(以下、「利用促進法」という。)が施行され、これまでの取組みに加え、ノーマライゼーション、自己決定権の尊重、身上保護の重視に向けた制度理念の尊重を図ることとされたところです。また、利用促進にあたっては、地域住民の参画を得ながら、関係機関との協働による権利擁護支援の地域連携ネットワークを通じて推進すべきものとされています。

こうした動きを受け、町民の生活に密接する重要な成年後見制度についての施策を進めながら、権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築します。

権利擁護支援から地域共生社会の実現につながるイメージ



資料:厚生労働省

(3)必要とされる取組み

①中核機関の設置

高齢化や家族形態の変化により、地域課題が複雑化・複合化するなか、判断能力が十分でない人が不当な権利侵害などにあうことなく、尊厳をもってその人らしく安心して地域で生活が続けられるよう、権利擁護支援の体制を整備する必要があります。そのため、成年後見制度を運用するための中核機関が求められます。

本町においては、令和2年度(2020年度)に社会福祉協議会が権利擁護センターを開設し、同センターにて法人後見の受任体制整備を行っています。この体制のもと、家庭裁判所などの関係機関と連携のもと、効率的かつ効果的に権利擁護支援体制を構築するため、成年後見制度の利用促進を図ります。

また、中核機関の主な業務、特に後見人支援業務を効果的に推進することにより副次的効果として、親族後見人等の経済的虐待や横領等不正防止効果が期待できます。

■中核機関(権利擁護センター)の主な業務

i 普及啓発業務

成年後見制度が必要な人の生活を守り、権利を擁護する重要な手段であることを理解し、利用する本人への制度の啓発活動を行うとともに、関係機関と連携しながら地域における効果的な広報活動を行います。

ii 相談支援業務

地域の専門職や社会福祉協議会などの関係団体、行政などと連携をとりながら、成年後見制度に関する相談に応じます。

成年後見制度が必要な人について、後見等ニーズに気づいた人、地域包括支援センター、障がい者相談支援事業所、司法関係者等からの相談に応じ、ニーズの精査や必要な見守り体制、必要なサービス調整を行います。

また、日常生活自立支援事業や成年後見制度利用支援事業の活用を検討し、必要な制度の利用支援をしていきます。

iii 成年後見制度利用促進業務

ア) 受任者調整（マッチング）等の支援

成年後見制度が必要なケースについて、専門職団体（弁護士会、司法書士会、社会福祉士会等）のアドバイスを得ながら、後見人になるにふさわしい候補者の検討（受任者調整）を行います。

イ) 関連制度からの円滑な移行

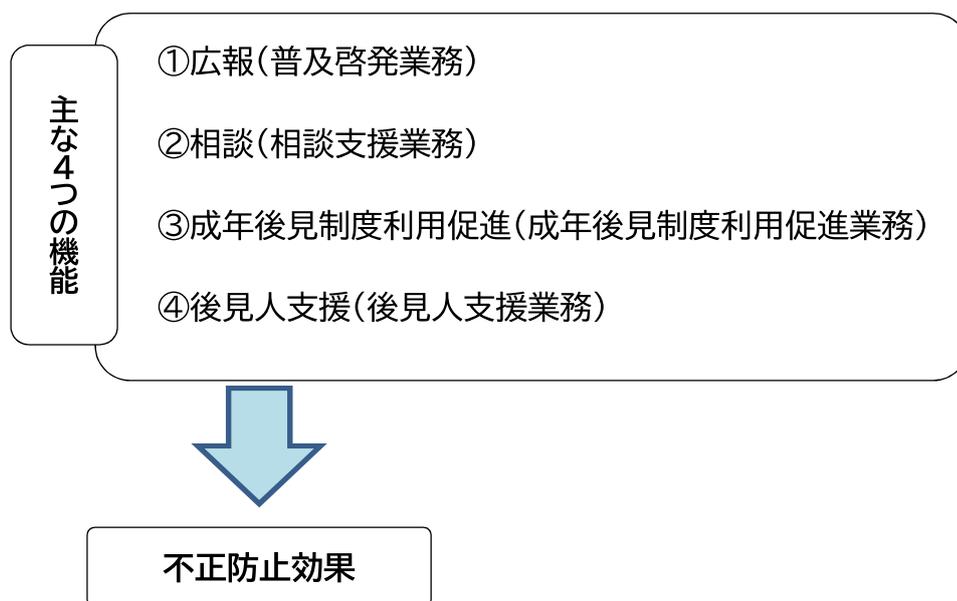
日常生活自立支援事業等の関連制度と成年後見制度との制度間の連携を図り、補助制度・保佐制度の積極的な利用と、日常生活自立支援事業から成年後見制度へのスムーズな移行を進めます。

iv 後見人支援業務

成年後見制度の不正事案の中には、親族後見人等の理解不足から不正が生じるケースも多くあります。そのような事案を予防するため、家庭裁判所との連携を図り、市民後見人や親族後見人等を孤立させることなく、日常的に相談できる体制を整えます。

また後見人を支えることにより副次的効果として、不正行為の兆候の早期把握といった、不正防止効果を発揮します。

中核機関の基本的な機能



②地域連携ネットワークの整備

地域において、権利擁護支援に必要な人の発見に努め、速やかに必要な支援につなぐことができるよう、地域連携ネットワークの構築を進めます。また、地域連携ネットワークを活用し、利用ニーズを把握するとともに、支援が必要な人の早期把握と早期支援に努め、「チーム」の支援を行います。

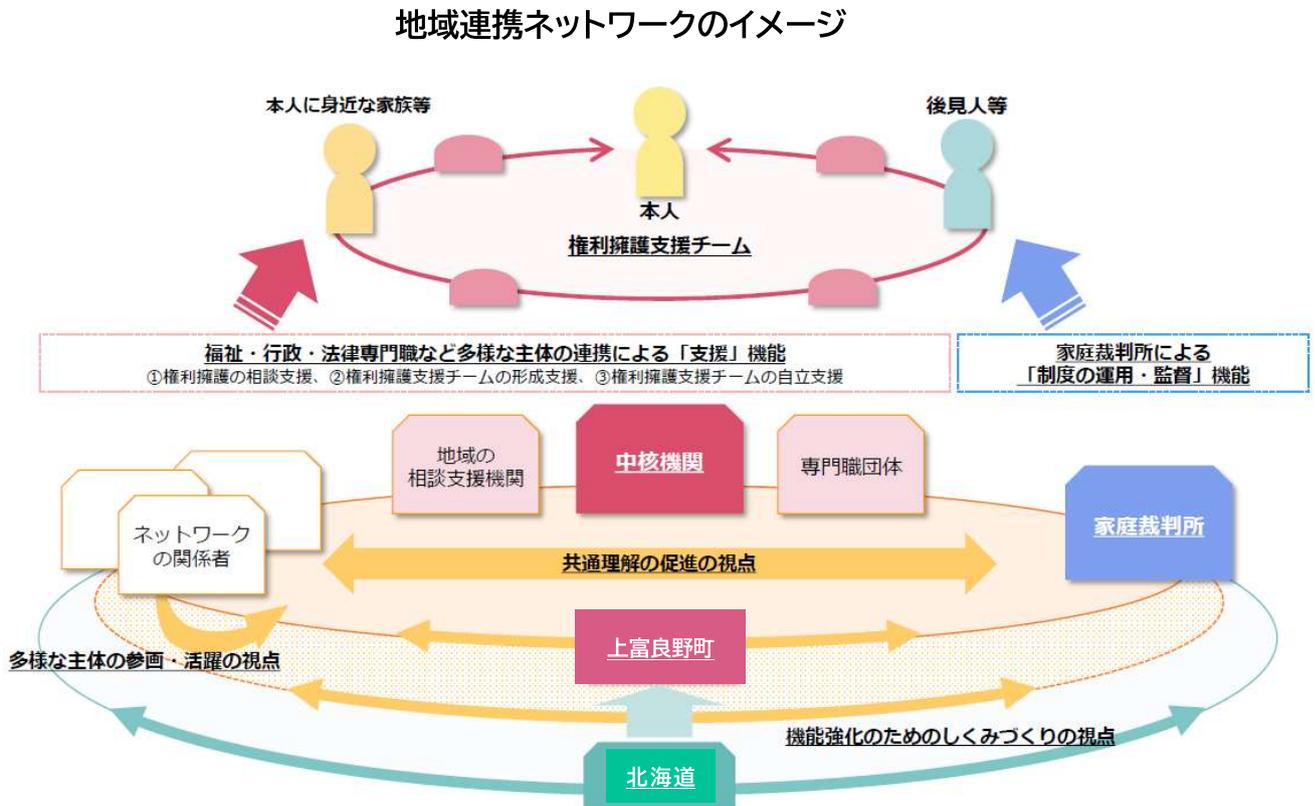
■地域連携ネットワークの機能

i 本人を後見人とともに支える「チーム」による対応

権利擁護支援に必要な人の、それぞれの状況に応じ、身近な親族、福祉・医療・地域等の関係者と後見人が「チーム」として協力し、日常的に本人の見守りや意思や状況等を継続的に把握し、必要な対応につなぎます。

ii 協議会等の体制づくり

「チーム」には専門家による適切なバックアップ体制が必要であることから、法律・福祉の専門職団体や関係機関が連携して必要な支援を行うための協議会を設置し、多職種連携による課題解決を推進します。



資料：厚生労働省

(4)具体的な取組み

本計画の、基本目標1(6)権利擁護の推進・虐待の防止に、取組みを記載するものとします。

第6章 計画の推進

1. 庁内推進体制と多様な主体との連携・協働

(1)庁内推進体制の強化

本計画の内容は、福祉・保健・教育・雇用・防災・防犯・生活環境等の広範な分野にわたっていることから、保健福祉課を中心に、関係部門相互の連携を強め、庁内推進体制の強化を図ります。

(2)町民や関係機関・団体等との連携・協働

町民の福祉意識の高揚を図りながら、社協や住民会・町内会等、民生委員・児童委員、ボランティア団体、NPO法人、サービス提供事業者、民間事業所等、町内の多様な主体との連携・協働体制の強化を図り、総合的な施策の展開を図ります。

2. 社会福祉協議会との連携による地域福祉の推進

社会福祉法において、社協は「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として位置づけられ、民間福祉団体として主体的に社会福祉事業の企画、実践、普及など、地域に密着しながら地域福祉推進の活動を展開しています。

社協では、本計画の目標達成のために「地域福祉実践プラン」を策定し、連携しながら地域福祉活動の推進役としてその役割を担っていくよう努めます。

3. 計画の周知徹底と進行管理の推進

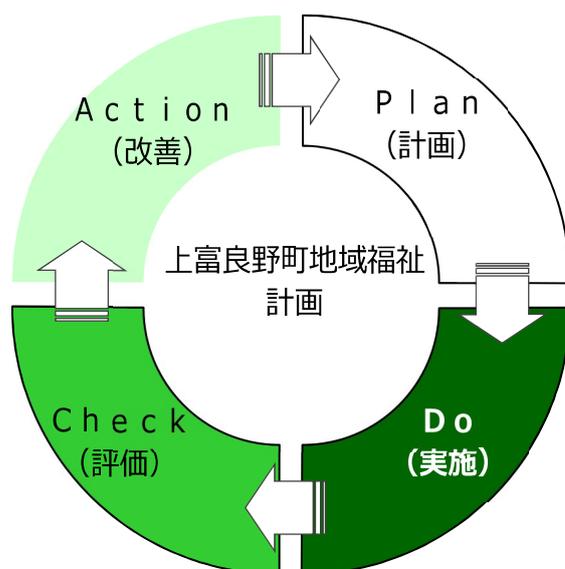
(1)計画の周知徹底

町全体で計画を推進していくため、様々な媒体や機会を活用し、計画内容の周知徹底を図ります。

(2)PDCAサイクルによる計画の進行管理の推進

本計画の進行管理については、Plan(計画)・Do(実行)・Check(検証)・Action(改善)のPDCAサイクルを導入し、計画の進捗状況の評価・検証し、必要に応じて計画内容の見直しを行います。

■PDCAサイクル



用語解説

用語	解説
数字・アルファベット	
8050問題	親が80代、その子どもが50代を迎えたまま孤立し、生きることに行き詰まっている状態。その背景としては、家族の病気、親の介護、離職(リストラ)、経済的困窮、人間関係の孤立など複合的課題を抱え、地域社会とのつながりが絶たれた社会的孤立がある。状況が悪化すると親子共倒れになる場合がある。
NPO	Non-Profit Organization(民間非営利団体)の頭文字をとったもの。特定の非営利活動を行うことを目的として、特定非営利活動促進法の定めるところにより設立された法人。法人格を取得できる団体は、営利を目的としないものであること、特定非営利活動を行うことを主たる目的とすること、等の要件を満たすことが必要である。
PDCAサイクル	Plan(計画)、Do(実行)、Check(評価)、Action(改善)の頭文字を取ったもので、これらを繰り返すことにより、計画を着実に進行し、より効果の高い取組を実行するための仕組み。
あ 行	
アウトリーチ	支援が必要であるにもかかわらず自ら申し出ない、または申し出せない人々に対して、公的支援機関などが手を差し伸べるように積極的に働きかけて支援や情報を届けること。
一般世帯	次の世帯の総称。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 住居と生計をともにしている人の集まり、又は一戸を構えて住んでいる単身者。ただし、これらの世帯と住居をともにする単身の住み込みの雇人については、人数に関係なく雇主の世帯に含む。 2. 上記の世帯と住居をともにし、別に生計を維持している間借りの単身者、又は下宿屋などに下宿している単身者。 3. 会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舍、独身寮に居住している単身者。
か 行	
介護予防	高齢者が要介護状態等となることの予防及び要介護状態等の軽減もしくは悪化の防止を目的として行うもの。
虐待	人権を侵害し、心や身体を傷つけるような行為。殴る、蹴るなどの暴力的な行為だけでなく、本人の意に反する身体的拘束や性的虐待、暴言や脅迫などの心理的虐待、世話を放棄するネグレクト、年金などを勝手に使ってしまう経済的虐待などがある。
ケアマネジャー	要介護認定者等の相談に応じ、要介護認定者等がその心身の状況等に応じ適切な居宅サービス又は施設サービスを利用できるよう、市町村、居宅サービス事業者及び介護保険施設等との連絡調整を行う(ケアマネジメント)専門職。

用語	解説
ゲートキーパー	悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人のこと。
権利擁護	知的障がい者、精神障がい者、認知症高齢者など判断能力が不十分な方が安心して自立した地域生活を送れるように日常生活の支援、金銭管理、福祉サービスの利用支援などを行うこと。
更生保護	犯罪をした人や非行のある少年を社会の中で適切に処遇することにより、その再犯を防ぎ、非行をなくし、これらの人たちが自立し改善更生することを助けること。
コミュニティ	居住地を同じくしている共同体のこと。通常、地域社会と訳される。生産、風俗、習慣等に結びつきがあり、共通の価値観を所有している点が特徴である。産業化、都市化、核家族化、少子高齢化等が進行し、コミュニティの機能も大きく変容し、弱体化している。
さ 行	
参加支援	社会的孤立などの課題を抱える方が、地域とつながりを持ち、社会へ参加できる支援をすること。
自主防災組織	災害から自分たちの地域は自分たちで守るという住民の自覚と連帯感に基づき、自治会等の単位で自主的に防災活動に取り組む組織。
社会資源	福祉ニーズを充足するために活用される施設・機関、個人・集団、資金、法律、知識、技能等々の総称。
社会的孤立	家族や知人、職場や地域との関係が希薄で、他者との関わりがほとんどないために、何らかの生活上の困難が生じたときに周囲から気づかれず支援につながりにくい状態。
社会福祉協議会	社会福祉法に基づく社会福祉法人の一つで、地域福祉の推進を目的とし、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者(ボランティア団体等)が参加する団体。市町村、都道府県及び中央(全国社会福祉協議会)の各段階に組織されており、市町村社会福祉協議会は、複数の市町村を区域として設置することができる。
社会福祉事業	社会福祉法第2条に定める第1種社会福祉事業及び第2種社会福祉事業をいう。第1種社会福祉事業としては、入所施設を経営する事業等があり、その経営主体は、国、地方公共団体、社会福祉法人等に限定されている。第2種社会福祉事業としては、通所サービス、訪問系サービス等が列挙されており、その経営主体には、国、地方公共団体、社会福祉法人等のほかに、株式会社、NPO法人などが含まれる事業がある。
社会を明るくする運動	すべての国民が犯罪や非行の防止と更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築くことを目指す全国的な運動。

用語	解説
重層的支援体制整備事業	市町村において、既存の相談支援や地域づくり支援の取組を活かし、子ども・障がい・高齢・生活困窮といった分野別の支援体制では対応しきれないような複雑化・複合化した課題に対応する包括的な支援体制を構築するため、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する事業。
障がい者相談支援事業	障害者自立支援法に定める相談支援事業は、①福祉サービスの利用援助(情報提供、相談等)、②社会資源を活用するための支援(各種支援施策に関する助言・指導等)、③社会生活力を高めるための支援、④ピアカウンセリング、⑤権利の擁護のための必要な援助、⑥専門機関の紹介等である。
自立支援	福祉施策で用いられる自立支援とは、介助が必要な重度の障がいのある人であっても、自らの意志によって、自らの人生を選択・決定し、社会の一員として主体的に生きていくための支援をいう。
人権擁護委員	人権擁護委員法に基づいて、人権相談を受けたり人権の考えを広めたりする活動をしている民間ボランティア。
生活支援コーディネーター	高齢者の生活支援サービスの充実や社会参加に向けて、サービスの担い手の養成、発掘や元気な高齢者が担い手として活躍する場の確保などをコーディネートする人のこと。
生活支援体制	医療や介護サービスだけでは解決しづらい高齢者の暮らしの困りごとや社会参加を支援する体制。
成年後見制度	認知症や知的障がい、精神障がいなどで判断能力が十分でない方が、財産管理や日常生活での契約などを行うときに、判断が難しく不利益をこうむることがないように本人の権利と財産を守り支援する制度。家庭裁判所が本人の障がいの程度や事情を確認して本人を支援する方(成年後見人等)を選任する。
た 行	
地域共生社会	制度・分野ごとの縦割りや「支え手」、「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として地域社会に参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、地域住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。
地域生活への移行	障がい者支援施設に入所している方、又は精神科病院に入院している方など、長期の入所・入院が常態化している方が、グループホーム、ケアホーム、一般住宅等での生活へ移行すること。
地域包括ケアシステム	高齢者が住み慣れた地域で可能な限り生活できるように、地域の実情にそって「住まい」、「医療」、「介護」、「生活支援・介護予防」等を包括的に提供するための体制。
地域包括支援センター	市町村が設置主体となり、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置して、高齢者の総合相談、権利擁護、地域の支援体制づくり及び介護予防のための援助等を行い、高齢者の保健医療福祉の増進を包括的に支援していく機関。
地域連携ネットワーク	地域の社会資源をネットワーク化し、地域の相談窓口を整備するとともに、支援の必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげる地域連携の仕組み。

用語	解説
チームオレンジ	認知症の初期段階からの心理面・生活面の支援として、市町村がコーディネーターを配置し、地域において把握した認知症の方の悩みや家族の身近な生活支援ニーズ等と支援者をつなぐ仕組み。
中核機関 (権利擁護)	権利擁護支援を必要とする地域住民を迅速に適切な支援につなげるために、関係機関やチームで構成された「権利擁護支援のネットワーク」の中心となって全体のコーディネートを担う機関。

な 行	
日常生活自立支援事業	認知症、知的障がい、精神障がいなどにより、判断能力が不十分な人が地域において自立した生活が送れるよう、社会福祉協議会が本人との契約により、各種サービスの利用援助や日常の金銭管理等を行う事業。
認知症	脳の病気や障がいなど様々な原因により、認知機能が低下し、日常生活に支障が出てくる状態。
認知症カフェ	認知症の人やその家族、地域住民、介護や福祉などの専門家などが気軽に集い、情報交換や相談、認知症の予防や症状の改善を目指したなどのできる場所。
認知症サポーター	「認知症サポーター養成講座」を受講し、認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症高齢者等やその家族に対してできる範囲で手助けする方。
ノーマライゼーション	障がいのある人など社会的に不利を負う人々を当然に包含するのが通常の社会であり、そのあるがままの姿で他の人々と同等の権利を享受できるようにするという考え方。
は 行	
バリアフリー	住宅建築用語として、高齢者や障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁となるものを除去するという意味で、段差等の物理的な障壁の除去をいうことが多いが、より広く社会参加を困難にしている社会的・制度的・心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。
避難行動要支援者	高齢者、障がい者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する方(要配慮者)のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する方。
フォーマル	公的機関や専門職による、制度に基づくサービスや支援のこと。
ふれあいサロン	地域で自主的に運営される、高齢者等が気軽に集まることができる交流の場・仲間づくりの場。
保護司	保護司法に基づき、犯罪や非行をした人を地域で支える民間のボランティア。
ボランティアセンター	ボランティア活動を求めるニーズの把握、ボランティア活動に必要な社会資源の確保開発、ボランティア活動の拡大普及の有機的結合を図りながら、ボランティア活動を活性化するための推進機構。具体的には、ボランティア活動の需給調整を中心として、相談、教育、援助、調査研究、情報提供、連絡調整などを業務としている。
ま 行	
民生委員・児童委員	民生委員法に基づき、社会奉仕の精神を持って、常に住民の立場になって相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めることを任務として市町村の区域に配置されている民間の奉仕者。民生委員は児童委員を兼ねる。
や 行	
ヤングケアラー	家族にケアを要する人がいる場合に、本来大人が担うと想定されているような家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものこと。
ユニバーサルデザイン	文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障がい・能力の如何を問わず、すべての人に利用しやすいように考えられたデザインのこと。

要介護認定者

介護給付を受けようとする被保険者の申請によって、市町村が行う要介護状態区分の認定を受けた人。要介護とは、「身体上又は精神上の障害があるために、入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部又は一部について、6か月継続して、常時介護を要すると見込まれる状態」とされている。